

森町地域防災計画

(地震対策編)

目次

第1編 総論

第1章 計画の主旨	1
11-1 計画の目的	1
11-2 計画の性格	1
11-3 計画の構成	2
第2章 予想される災害	2
12-1 第4次地震被害想定	3
12-2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震）の被害想定の結果	6
12-3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果	6
第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	12
13-1 森町	12
13-2 県	12
13-3 静岡県警察	13
13-4 防災関係機関等	13

第2編 平時対策

第1章 防災思想の普及	19
21-1 森町	19
21-2 防災関係機関	21
第2章 自主防災活動	21
22-1 町民の果たすべき役割	22
22-2 地域における自主防災組織の果たすべき役割	23
22-3 事業所等の果たすべき役割	24
22-4 町の指導及び助成	24
22-5 自主防災組織と消防団との連携	25
第3章 地震防災訓練の実施	25
23-1 森町	25
23-2 防災関係機関	26
第4章 地震災害予防対策の推進	27
24-1 緊急消防援助隊の受援体制	28
24-2 消防用施設の整備	28
24-3 火災の予防対策	28
24-4 建築物等の耐震対策	29
24-5 被災建築物等に対する安全対策	30
24-6 地盤災害の予防対策	31

24-7	落下倒壊危険物対	31
24-8	危険予想地域における災害予防	32
24-9	被災者の救出活動対策	33
24-10	要配慮者の支援	33
24-11	生活の確保	33
24-12	がれき・残骸物の処理体制の整備	35
24-13	緊急輸送活動体制の整備	36
24-14	公共土木施設等の復旧用資材の備蓄	36
24-15	情報システムの整備	36
24-16	緊急輸送用車両等の整備	36
24-17	文化財に対する防災対策	36

第3編 地震防災施設緊急整備計画

第1章	地震防災施設整備方針	36
31-1	防災業務施設の整備	37
31-2	地域の防災構造化	37
31-3	緊急輸送路の整備	37
31-4	防災上重要な建物の整備	37
31-5	災害防止事業	38
31-6	災害応急対策用施設等の整備	38
第2章	地震対策緊急整備事業計画	38
32-1	防災業務施設の整備	39
32-2	避難地・避難路の整備	39
32-3	緊急輸送路の整備	40
32-4	防災上重要な建物の整備	40
32-5	災害の防止事業	41
第3章	地震防災緊急事業五箇年計画	41
33-1	防災業務施設の整備	42

第4編 南海トラフ地震臨時情報への対応

第1章	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	42
41-1	森町	42
41-2	防災関係機関	43
第2章	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	43
42-1	森町	43
42-2	防災関係機関	43
42-3	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知	43
42-4	災害応急対策をとるべき期間等	43
42-5	町のとるべき措置	44
第3章	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	44

43-1	森町	44
43-2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知	44
43-3	災害応急対策をとるべき期間等	44
43-4	消防機関等の活動	45
43-5	警備対策	45
43-6	水道、電気、ガス、通信、放送関係	45
43-7	金融	45
43-8	交通	45
43-9	町が管理等を行う施設等に関する対策	46
43-10	南海トラフ地震臨時情報の平時からの周知	47
43-11	滞留旅客等に対する措置	47

第5編 地震防災応急対策（発災前の対象を含む）

第1章	防災関係機関等の活動	47
51-1	森町	48
51-2	静岡県警察	49
51-3	防災関係機関	49
第2章	情報活動	49
52-1	基本方針	49
52-2	情報の内容等	49
52-3	情報の収集	50
52-4	情報の手段	50
52-5	報告及び要請事項の処理	51
第3章	広報活動	51
53-1	森町	51
53-2	防災関係機関	52
53-3	住民等が災害応急対策上必要な情報を入手する方法	52
第4章	緊急輸送活動	52
第5章	広域応援要請	52
第6章	災害の拡大防止活動	53
56-1	消防活動	53
56-2	水防活動	53
56-3	人命の救出活動	53
56-4	学校における災害応急対策	53
56-5	被災建築物等に対する安全対策	53
56-6	災害危険区域の指定	53
第7章	避難活動	53
第8章	社会秩序を維持する活動	53
第9章	交通の確保対策	53
第10章	地域への救援活動	53

510-1	医療救護活動	53
510-2	し尿処理	53
510-3	廃棄物（生活系）処理	53
510-4	がれき・残骸物処理	53
510-5	防疫活動	53
510-6	遺体の捜索及び措置	53
510-7	応急住宅の確保	54
610-8	ボランティア活動への支援	54
第11章	学校における災害応急対策及び応急教育	54
第12章	被災者生活再建等への支援	54
第13章	町有施設及び設備等の対策	54
第14章	防災関係機関の講ずる災害応急対策	54
514-1	上水道	54
514-2	下水道	54
514-3	電力	54
514-4	ガス	54
514-5	通信	55
514-6	放送	55
514-7	市中金融機関	55
514-8	鉄道	55
514-9	道路	55
第15章	地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策	56

第6編 復旧・復興対策

第1章	防災関係機関の活動	57
61-1	町	57
61-2	静岡県警察	58
61-3	防災関係機関	58
第2章	激甚災害の指定	62
62-1	基本方針	62
62-2	町の実施事項	62
第3章	震災復興計画の策定	62
63-1	町	62
第4章	復興財源の確保	63
64-1	予算の編成	63
64-2	復興財源の確保	63
第5章	震災復興基金の設立	63
65-1	震災復興基金の設立	63
第6章	復旧事業の推進	64
66-1	復興計画の策定	64

66-2	基盤施設の復旧	64
第7章	町の復興	64
67-1	町復興計画の策定	64
67-2	都市の復興	65
67-3	農山村の復興	65
第8章	被災者の生活再建支援	66
68-1	恒久住宅対策	66
68-2	災害弔慰金等の支給	66
68-3	被災者の経済的再建支援	66
68-4	雇用対策	67
68-5	要配慮者の支援	67
68-6	生活再建支援策等の広報・啓発活動	68
68-7	相談窓口等の設置	68
第9章	地域経済復興支援	68
69-1	産業復興計画の策定	68
69-2	中小企業を対象とした支援	68
69-3	農林業者を対象とした支援	69
69-4	地域全体に影響を及ぼす支援	69
別紙	東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策	70
第1章	防災関係機関等の活動	70
第2章	情報活動	77
第3章	広報活動	78
第4章	自主防災活動	79
第5章	緊急輸送活動	81
第6章	自衛隊の支援	81
第7章	避難活動	82
第8章	社会秩序を維持する活動	85
第9章	交通の確保活動	86
第10章	地域への救援活動	88
第11章	町有防災施設設備の防災措置	90
第12章	防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置	91
第13章	地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策	96
第14章	町が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策	101

第1編 総論

この計画の目的、性格、構成を明らかにし、町、防災関係機関、事業所及び町民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。また、この計画の基礎となる第4次地震被害想定の概要を示す。

第1章 計画の主旨

この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第42条の規定に基づき作成する「森町地域防災計画」の「地震対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）」第22条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。

11-1 計画の目的

わが国の太平洋側は、海底を震源域とする大地震が周期的に発生しているが、遠州灘東部から駿河湾奥にかけては、1854年の安政東海地震以降すでに150年以上このような地震がなく、地殻の歪みが蓄積している。このため静岡県は近い将来大地震が発生する可能性が大きいといわれている。

もし、東海地震が発生すればその規模はマグニチュード8クラスの巨大地震であり、森町内も震度6～7の激しい地震動に見舞われるものと想定される。

この地震による被害は未曾有の規模になるものと想定されるため、この広域かつ激甚な地震災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため「大規模地震対策特別措置法」が昭和53年6月15日に制定された。

この法により、静岡県下の市町は大規模な地震が発生するおそれが大きく、著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域（地震防災対策強化地域）として昭和54年8月7日指定され、地震が予知された場合の対策が義務づけられている。

この計画は、平時に実施する地震防災対策（以下「平時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」という）が発表された場合に実施する地震防災応急対策、警戒宣言が発せられた場合に実施する地震防災応急対策及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、町民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

11-2 計画の性格

- 1 この計画は、森町の地域に係る地震対策について定めるものである。
- 2 この計画は、町、防災関係機関、事業所及び町民等が、地震対策に取り組むための基本方針となるものである。
- 3 この計画のうち、第3編は、「地震防災対策強化地域における地震緊急整備事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定めるものである。
- 4 この計画は、「静岡県地震対策推進条例」に規定している対策について、特に緊急に実施するものである。
- 5 この計画は、状況の変化に対応できるよう、必要に応じ見直しを行うものである。

11-3 計画の構成

この計画は計画編と資料編から構成する。

計画編の構成は次の7編による。

1 第1編 総論

この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項を示す。

2 第2編 平時対策

平時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。

3 第3編 地震防災施設緊急整備計画

整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。

4 第4編 南海トラフ地震臨時情報への対応

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の町の防災対応を示す。

5 第5編 地震防災応急対策

注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれがないまでの間に行うべき対策を示す。

6 第6編 災害応急対策（発災前の対策を含む）

地震災害が発生した場合の対策を示す。

7 第7編 復旧・復興対策

災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧・復興対策を示す。

第2章 予想される災害

静岡県は有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われている。駿河湾から遠州灘にかけての海域には海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。陸域には糸魚川-静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯、伊豆半島に分布する断層など多くの活断層が存在し、内陸直下の被害地震を発生させてきた。

特に近年では1930年北伊豆地震、1935年静岡地震、1944年東南海地震、1974年伊豆半島沖地震、1978年伊豆大島近海地震、2009年駿河湾を震源とする地震、また1978年頃より始まった伊豆半島東方沖の一連の群発地震活動による地震災害が発生している。

現在、本町に著しい被害を発生させるおそれがある地震としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード7.9程度）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。

また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード8.1程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

この他山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。県

及び町は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。

12-1 第4次地震被害想定

地震によって、町内の各地でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。

試算については、県において、その発生の切迫性が指摘され、かつ最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象とした。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震(※) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (内閣府(2013))

※ 相模トラフ沿いでは約200~400年間隔で海溝型(プレート境界型)の地震が発生しており、このうち元禄16年(1703年)元禄関東地震は大正12年(1923年)大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。

注) 内閣府(2012): 南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について(以下同じ)

内閣府(2013): 首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書

なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに町民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考える。

想定条件

区分	レベル1の地震	レベル2の地震
断層モデル	南海トラフ巨大地震(内閣府(2012)) ・基本ケース	南海トラフ巨大地震(内閣府(2012)) ・基本ケース ・陸側ケース ・東側ケース
自然条件	①冬・深夜	②夏・昼 ③冬・夕

想定結果

「東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震(レベル1)」及び「南海トラフ巨大地震(レベル2)基本ケース・陸側ケース・東側ケース」のそれぞれのケースの想定結果を記載する。

12-2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波(東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等)の被害想定の結果

1 概説

この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。

試算にあたっては、地質、地盤等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。

なお、強震断層モデルは、レベル1の地震とレベル2の地震との間で地震動の強さに本質的な差がないとの前提の下、暫定的にレベル2の地震と同じもの（内閣府（2012）の基本ケース）を使用している。

津波断層モデルは、中央防災会議（2003）の東海・東南海・南海地震のモデルを使用している。

注）中央防災会議（2003）：「東南海、南海地震等に関する専門調査会」（第16回）報告書

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、山・がけ崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

また、地震予知がなく発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

2 建築物等被害に係る想定結果

（単位：棟）

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約1,800			約1,800
	半壊	約2,100			約2,200
液状化	全壊	約10			約10
	半壊	約30			約30
人工造成地	全壊	約50			約50
	半壊	約100			約100
津波	全壊	0			0
	半壊	0			0
山・がけ崩れ	全壊	約50			約50
	半壊	約100			約100
火災	焼失	約200	約400		約60
建物棟数		10,918			
建物被害総数	全壊及び 焼失	約2,000	約2,100	約2,300	約2,000
	半壊	約2,400	約2,400	約2,400	約2,500
建物被害率	全壊及び 焼失	約18.3%	約19.2%	約21.1%	約18.3%
	半壊	約22.0%	約22.0%	約22.0%	約22.9%

ブロック塀等転倒数	約60件
-----------	------

屋外落下物が発生する建物数	約400棟
---------------	-------

「-」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

3 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約40 —	約20 —	約30 —	約10 —	— —	約10 —	
	重傷者	約200 (約10)	約900 (約10)	約300 (約10)	約50 —	約300 —	約80 —	
	軽傷者	約600 (約50)	約1100 (約40)	約600 (約40)	約200 (約10)	約300 (約10)	約200 (約10)	
津波	早期避難率高+ 呼びかけ	死者数	0	0	0	0	0	
		重傷者	0	0	0	0	0	
		軽傷者	0	0	0	0	0	
	早期避難率低	死者数	0	0	0	0	0	
		重傷者	0	0	0	0	0	
		軽傷者	0	0	0	0	0	
山・がけ崩れ	死者数	—	—	—	—	—	—	
	重傷者	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者	—	—	—	—	—	—	
火災	死者数	—	—	—	—	—	—	
	重傷者	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者	—	約10	約10	—	—	—	
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	—	—	—	—	—	—	
	重傷者	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者	—	—	—	—	—	—	
死傷者数 合計	早期避難率高+ 呼びかけ	死者数	約40	約20	約40	約10	約10	約10
		重傷者	約200	約900	約300	約50	約300	約80
		軽傷者	約600	約1,200	約600	約200	約300	約200
	早期避難率低	死者数	約40	約20	約40	(不明)	(不明)	(不明)
		重傷者	約200	約900	約300	(不明)	(不明)	約80
		軽傷者	約600	約1,200	約600	(不明)	(不明)	約200
自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約100	約100	約100	約40	約30	約30	
	津波	—	—	—	—	—	—	

「-」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。

- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約2,200人（早期避難率高＋呼びかけ）～約9,200人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

12-3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定結果

1 概説

この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード9程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、中央防災会議（2011）等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。

注）中央防災会議（2011）：「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

2 建物等被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

（単位：棟）

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約1,800			約1,800
	半壊	約2,100			約2,200
液状化	全壊	約10			約10
	半壊	約30			約30
人工造成地	全壊	約50			約50
	半壊	約100			約100
津波	全壊	0			0
	半壊	0			0
山・がけ崩れ	全壊	約50			約50
	半壊	約100			約100
火災	焼失	約200	約200	約400	約60
建物棟数		10,918			
建物被害総数	全壊及び焼失	約2,000	約2,100	約2,300	約2,000
	半壊	約2,400	約2,400	約2,400	約2,500
建物被害率	全壊及び焼失	約18.3%	約19.2%	約21.1%	約18.3%
	半壊	約22.0%	約22.0%	約22.0%	約22.9%

ブロック塀等転倒数	約60件
屋外落下物が発生する建物数	約400棟

「-」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約3,400			約3,400
	半壊	約1,900		約1,800	約1,900
液状化	全壊	約10			約10
	半壊	約20			約20
人工造成地	全壊	約100			約100
	半壊	約400			約400
津波	全壊	0			0
	半壊	0			0
山・がけ崩れ	全壊	約60			約60
	半壊	約100			約100
火災	焼失	約200	約300	約500	約90
建物棟数		10,918			
建物被害総数	全壊及び 焼失	約3,900	約3,900	約4,100	約3,700
	半壊	約2,500	約2,500	約2,400	約2,500
建物被害率	全壊及び 焼失	約35.7%	約35.7%	約37.6%	約33.9%
	半壊	約22.9%	約22.9%	約22.0%	約22.9%

ブロック塀等転倒数	約90件
屋外落下物が発生する建物数	約11,000棟

「-」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動：東側ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約3,100			約3,100
	半壊	約2,000		約1,900	約2,000
液状化	全壊	約10			約10
	半壊	約20			約20
人工造成地	全壊	約100			約100
	半壊	約400			約400
津波	全壊	0			0
	半壊	0			0
山・がけ崩れ	全壊	約60			約60
	半壊	約100			約100
火災	焼失	約200	約300	約500	約100
建物棟数		10,918			
建物被害総数	全壊及び 焼失	約3,500	約3,600	約3,800	約3,400
	半壊	約2,500	約2,500	約2,400	約2,500
建物被害率	全壊及び 焼失	約32.1%	約33.0%	約34.8%	約31.1%
	半壊	約22.9%	約22.9%	約22.0%	約22.9%

ブロック塀等転倒数	約80件
屋外落下物が発生する建物数	約900棟

「-」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

3 人的被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建物倒壊	死者数	約40 —	約20 —	約30 —	約10 —	— —	約10 —	
(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	重傷者数	約200 (約10)	約900 (約10)	約300 (約10)	約50 —	約300 —	約80 —	
	軽傷者数	約600 (約50)	約1,100 (約40)	約600 (約40)	約200 (約10)	約300 (約10)	約200 (約10)	
津波	早期避難率高+ 呼びかけ	死者数	0	0	0	0	0	
		重傷者	0	0	0	0	0	
		軽傷者	0	0	0	0	0	
	早期避難率低	死者数	0	0	0	0	0	
		重傷者	0	0	0	0	0	
		軽傷者	0	0	0	0	0	
山・がけ崩れ	死者数	—	—	—	—	—	—	
	重傷者	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者	—	—	—	—	—	—	
火災	死者数	—	—	—	—	—	—	
	重傷者	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者	—	約10	約10	—	—	—	
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	—	—	—	—	—	—	
	重傷者	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者	—	—	—	—	—	—	
死傷者 数 合 計	早期避難率高+ 呼びかけ	死者数	約40	約20	約40	約10	約10	約10
		重傷者	約200	約900	約300	約50	約300	約80
		軽傷者	約600	約1,200	約600	約200	約300	約200
	早期避難率低	死者数	約40	約20	約40	(不明)	(不明)	(不明)
		重傷者	約200	約900	約300	(不明)	(不明)	約100
		軽傷者	約600	約1,200	約600	(不明)	(不明)	約200
自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約100	約100	約100	約40	約30	約30	
	津波	—	—	—	—	—	—	

「—」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災(予知なし)の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約13,000人(早期避難率高+呼びかけ)～約29,000人(早期避難率低)

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約100 (約10)	約50 (約10)	約80 (約10)	約30 —	約10 —	約20 —	
	重傷者	約400 (約30)	約1,500 (約20)	約500 (約20)	約100 (約10)	約400 (約10)	約100 —	
	軽傷者	約700 (約100)	約1,700 (約90)	約700 (約90)	約200 (約20)	約500 (約20)	約200 (約20)	
津波	早期避難率高+ 呼びかけ	死者数	0	0	0	0	0	
		重傷者	0	0	0	0	0	
		軽傷者	0	0	0	0	0	
	早期避難率低	死者数	0	0	0	0	0	
		重傷者	0	0	0	0	0	
		軽傷者	0	0	0	0	0	
山・がけ崩れ	死者数	約10	—	—	—	—	—	
	重傷者	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者	—	—	—	—	—	—	
火災	死者数	約10	約10	約20	—	—	—	
	重傷者	—	—	約10	—	—	—	
	軽傷者	約10	約10	約20	—	—	—	
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	—	—	—	—	—	—	
	重傷者	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者	—	—	—	—	—	—	
死傷者 数 合 計	早期避難率高+ 呼びかけ	死者数	約100	約60	約100	約30	約10	約20
		重傷者	約400	約1,500	約500	約100	約400	約100
		軽傷者	約700	約1,700	約800	約200	約500	約200
	早期避難率低	死者数	約100	約60	約100	(不明)	(不明)	(不明)
		重傷者	約400	約1,500	約500	(不明)	(不明)	約100
		軽傷者	約700	約1,700	約800	(不明)	(不明)	約200
自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約400	約300	約300	約100	約90	約100	
	津波	—	—	—	—	—	—	

「—」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災(予知なし)の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約13,000人(早期避難率高+呼びかけ)～約29,000人(早期避難率低)

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

【地震動：東側ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約100 (約10)	約50 (約10)	約90 (約10)	約30 —	約10 —	約20 —	
	重傷者数	約300 (約20)	約1,600 (約20)	約500 (約20)	約90 (約10)	約400 —	約100 —	
	軽傷者数	約700 (約90)	約1,700 (約70)	約700 (約70)	約200 (約20)	約500 (約20)	約200 (約20)	
津波	早期避難率高+ 呼びかけ	死者数	0	0	0	0	0	
		重傷者	0	0	0	0	0	
		軽傷者	0	0	0	0	0	
	早期避難率低	死者数	0	0	0	0	0	
		重傷者	0	0	0	0	0	
		軽傷者	0	0	0	0	0	
山・がけ崩れ	死者数	約10	—	—	—	—	—	
	重傷者	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者	—	—	—	—	—	—	
火災	死者数	約10	約10	約20	—	—	—	
	重傷者	—	—	約10	—	—	—	
	軽傷者	約10	約10	約20	—	—	—	
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	—	—	—	—	—	—	
	重傷者	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者	—	—	約10	—	—	—	
死傷者 数 合 計	早期避難率高+ 呼びかけ	死者数	約100	約60	約100	約40	約20	約30
		重傷者	約300	約1,600	約500	約90	約400	約100
		軽傷者	約700	約1,700	約700	約200	約500	約200
	早期避難率低	死者数	約100	約60	約100	(不明)	(不明)	(不明)
		重傷者	約300	約1,600	約500	(不明)	(不明)	約100
		軽傷者	約700	約1,700	約700	(不明)	(不明)	約200
自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約400	約300	約400	約100	約90	約100	
	津波	—	—	—	—	—	—	

「—」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災(予知なし)の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約13,000人(早期避難率高+呼びかけ)～約30,000人(早期避難率低)

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

計画作成の主旨

森町及び防災関係機関等が南海トラフ地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

計画の内容

森町、県及び森町の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

13-1 森町

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導その他住民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
- (8) 南海トラフ地震臨時情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発
- (10) 避難指示に関する事項
- (11) 消防、水防、その他の応急措置
- (12) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (13) 臨時情報発表時及び災害時における町有施設及び設備の整備又は点検
- (14) 緊急輸送の確保
- (15) 食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (16) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

13-2 県

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導その他住民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備
- (8) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
- (9) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発
- (11) 避難指示に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置

- (13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (14) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における県有等施設及び設備の整備又は点検
- (15) 犯罪の予防、交通の規制その他社会秩序の維持
- (16) 緊急輸送の確保
- (17) 食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (18) 森町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
- (19) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

13-3 静岡県警察（袋井警察署・森分庁舎、町内各警察官駐在所）

- (1) 地震予知情報等の受理及び伝達
- (2) 地震予知情報等の広報
- (3) 危険区域への立入規制及び警備
- (4) 犯罪の予防、交通の規制その他社会秩序の維持
- (5) 避難状況等に関する情報の収集

13-4 防災関係機関等

1 指定地方行政機関

(1) 総務省東海総合通信局

- ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
- イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
- ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
- エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
- オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
- カ 非常通信協議会の運営に関すること

(2) 総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）

- ア 被災者への生活支援情報の提供
- イ 専用電話を備えた相談窓口の開設
- ウ 特別行政相談所の開設

(3) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）

- ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整
- イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること

(4) 厚生労働省静岡労働局（磐田労働基準監督署）

- ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導
- イ 事業場被災状況の把握

(5) 農林水産省関東農政局静岡県拠点

農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。

- ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に

- 関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告
- イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整
 - ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告
 - エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務
- (6) 国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所）
- 管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。
- ア 災害予防
 - (ア) 所管施設の耐震性の確保
 - (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
 - (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
 - イ 初動対応

地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、道路啓開を実施する。
 - ウ 応急・復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
 - (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
 - (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置
 - (オ) 県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付
- (7) 国土地理院中部地方測量部
- ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
 - イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
 - ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
 - エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
- (8) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）
- ア 県知事に対して速やかに南海トラフ地震に関連する情報及び津波予警報の通報を行うこと。
 - イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説
 - ウ 地震観測施設の整備並びに観測機器の保守
 - エ 地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力
 - オ 異常現象に関する情報が町長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ず

ること

(9) 環境省 関東地方環境事務所

- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

(10) 環境省 中部地方環境事務所

廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(11) 防衛省 南関東防衛局

- ア 所管財産使用に関する連絡調整
- イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
- ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

2 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社東海支社（森町郵便局・町内各郵便局）

- ア 郵便事業の運営に関すること
- イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること
- ウ 施設等の被災防止に関すること
- エ 利用者の避難誘導に関すること

(2) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

- ア 臨時情報、警戒宣言、地震予知情報、地震情報等の伝達
- イ 列車の運転規制措置
- ウ 旅客の避難、救護
- エ 地震予知情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
- オ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
- カ 施設等の整備

(3) NTT西日本株式会社、株式会社NTTドコモ東海支社

- ア 臨時情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における重要通信の確保
- イ 臨時情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における通信疎通状況等の広報
- ウ 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく手配

(4) 日本赤十字社静岡県支部

- ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
- イ 血液製剤の確保及び供給のための措置
- ウ 被災者に対する救援物資の配布
- エ 義援金の募集
- オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
- カ その他必要な事項

(5) 日本放送協会（静岡放送局浜松支局）

- ア 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上
- イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、臨時情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること

- ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと
 - エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること
 - (6) 中日本高速道路株式会社（東京支社）
 - ア 交通対策に関すること
 - イ 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること
 - (7) 日本通運株式会社（浜松支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
 - 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
 - (8) 中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（掛川営業所、島田電力センター）
 - ア 臨時情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保
 - イ 復旧用資材等の整備
 - ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
 - (9) KDDI株式会社（ネットワーク浜松支店）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル
 - ア 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
 - (10) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
 - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
 - (11) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
 - ア 町からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
 - イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する
 - (12) 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパングスエナジー、ENEOSグループ株式会社、ジクシス株式会社
 - LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、2次基地から充填所へのLP ガスの配送
- 3 指定地方公共機関
- (1) 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会、公益社団法人静岡県薬剤師会
 - ア 検案（公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県薬剤師会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）
 - イ 医療救護施設等における医療救護活動の実施
 - ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
 - (2) 一般社団法人静岡県LPガス協会（西部支部袋井地区）
 - ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報
 - イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施
 - ウ 臨時情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施
 - エ 燃料の確保に関する協力
 - オ 協会加入事業所の被害状況調査及び応急復旧
 - (3) 一般社団法人静岡県バス協会（しずてつジャストライン株式会社、秋葉バスサービス）、商業組合県タクシー協会（袋井タクシー）
 - ア 臨時情報等の伝達

- イ 車両の運転規制措置
- ウ 車両の運行状況、乗客の避難状況等の広報
- (4) 天竜浜名湖鉄道株式会社
 - ア 臨時情報等の伝達
 - イ 列車の運転規制措置
 - ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報
- (5) 静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社
 - ア 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及
 - イ 臨時情報発表時及び災害時において特別番組を編成し、臨時情報、地震情報その他地震に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること
 - ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
- (6) 一般社団法人静岡県トラック協会（中遠分室）
 - 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
- (7) 一般社団法人静岡県警備業協会
 - 災害時の道路交差点での交通整理支援
- (8) 土地改良区（太田川上流部土地改良区・一宮土地改良区）
 - ア 災害予防
 - 所管施設の耐震性の確保
 - イ 臨時情報発表時
 - 関係機関等に対する用水状況の情報提供
 - ウ 応急・復旧
 - (ア) 関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 所管施設の緊急点検
 - (ウ) 農業用水及び非常用水の確保
- (9) 公益社団法人静岡県栄養士会
 - ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力
 - イ 避難所における健康相談に関する協力
- (10) 一般社団法人静岡県建設業協会（袋井建設業協会）、森町建設事業協同組合
 - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

4 自衛隊

- (1) 陸上自衛隊東部方面隊ほか
 - ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
 - イ 災害時における応急復旧活動
- (2) 海上自衛隊横須賀地方隊ほか
 - ア 災害時における人命保護のための救助
 - イ 災害時における応急復旧活動
- (3) 航空自衛隊第一航空団（浜松基地）ほか
 - ア 災害時における人命保護のための救援活動

イ 災害時における応急復旧活動

5 地震防災応急計画の作成義務者

- (1) 地震防災訓練
- (2) 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知
- (3) 従業員等に対する防災教育及び広報
- (4) 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置
- (5) 防災組織の整備
- (6) 臨時情報等の収集及び伝達
- (7) 臨時情報発表時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
- (8) 臨時情報発表時における火気の規制、施設整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置
- (9) 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、町の行う防災活動に協力するものとする。

- (1) 森町消防(水防)団
 - ア 災害予防、警戒及び災害応急活動
 - イ 災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動
 - ウ 予警報の伝達
 - エ その他災害現場の応急作業
- (2) 磐周医師会（森町医会）・磐周歯科医師会（森町歯科医師会）
 - ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施
- (3) 森町商工会
 - ア 町が行う商工業関係の被害調査についての協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力
- (4) 遠州中央農業協同組合（森支店及び町内各支店）
 - ア 農産物の被害調査についての協力
 - イ 災害時における農産物の確保
 - ウ 農産物等の災害応急対策についての指導
- (5) 森町森林組合
 - ア 防災に必要な物資、資機材の備蓄、整備及び点検、人員の確保
 - イ 防災関係機関施設の新設、改良及び復旧
- (6) 町内建設業関係団体
 - ア 災害時における応急復旧対策についての協力
- (7) 自主防災組織
 - ア 町の実施する被害調査、応急対策についての協力
 - イ 住民に対する情報の連絡、収受
 - ウ 避難誘導、避難場所の運営に関する協力
 - エ り災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力
- (8) 防災上重要な施設の管理者

- ア 所管に係る施設についての防火管理
- イ 防災に関する保安措置、応急措置の実施
- ウ 当該施設に係る災害復旧

第2編 平時対策

地震発生時及び臨時情報発表時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

第1章 防災思想の普及

計画作成の主旨

地震による被害を最小限にとどめるため、町職員をはじめ、町民及び各組織等を対象に地震に関する知識と防災対応を啓発指導する。

計画の内容

21-1 森町

町長は、災害応急対策及び地震防災応急対策の円滑な実施を確保するため、町職員に対する教育を行う。また、町は、町民自らが生命、身体、財産を守り、あわせて地域の地震災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、町民に対し必要な教育及び広報を行う。この場合、地域の特性等による地震対策災害の態様等を十分に考慮して実情にあったものとする。

1 町職員に対する教育

町職員として、行政を進める中で、積極的に地震防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 東海地震等の発生に関する知識
- (3) 東海地震等の危険度の試算の内容
- (4) 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策
- (5) 「森町地域防災計画地震対策編」の内容と町が実施している地震対策
- (6) 地震が発生した場合及び予知された場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (7) 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (8) 南海トラフ地震臨時情報の意義と、これらに基づきとられる措置
- (9) 南海トラフ地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置
- (10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- (11) 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策
- (12) 地震対策の課題とその他必要な事項

上記のうち、(6)及び(7)については、年度当初に各所属において、所属職員に対して十分に周知するものとする。また、各所属は、所管事項に関する地震防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行うものとする。なお、各所属の地震防災計画については、防災課と協議のうえ、必要に応じ見直しを実施し、その都度所属職員に対して周知徹底を図るものとする。

また、上記のほか、森町教育委員会は「静岡県学校安全教育目標（県教育委員会編）」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）（県教育委員会編）」によって、それぞれ職員に対して教育を行うものとする。

2 生徒等に対する教育

町は、公立の学校及び幼稚園（「学校等」という。）及び私立の保育園に対し、幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震防災教育の指針を示し、その実施を指導する。

(1) 生徒等に対する指導

自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。

ア 災害発生時の実践的な防災対応能力を身に付けられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。

イ 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。

(2) 中学生、高校生を中心に応急看護の実践的技能の習得の徹底を図る。

3 町民に対する防災思想の普及

町は、地震発生時及び臨時情報発表時に町民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。この際、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

特に、11月を「地震防災強化月間」と定め、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。

なお、この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つ静岡県防災士等の積極的な活用を図る。また、県及び町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

(1) 一般的な啓発

ア 啓発内容

- (ア) 南海トラフ地震等の基礎的な知識
- (イ) 南海トラフ地震等の危険度の試算の内容
- (ウ) 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策
- (エ) 突然地震が発生した場合の行動指針等の応急対策
- (オ) 南海トラフ地震臨時情報の意義とこれらの情報発表時の行動指針等の基本的知識
- (カ) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- (キ) 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性
- (ク) 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策
- (ケ) 山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- (コ) 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識
- (サ) 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平時の準備
- (シ) 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識

- (ス) 避難生活に関する知識
- (セ) 要配慮者への配慮
- (ソ) 安否情報の確認のためのシステム

イ 手段、方法

「広報もりまち」、ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム及びビデオテープ等の媒体や、専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により普及を図る。特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。

(2) 社会教育を通じての啓発

町教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、町民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚をもち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を地震災害から守り、後世に継承するため、文化財愛護団体等の諸活動を通じて防災指導、文化財に対する防災知識の普及を図る。

ア 啓発内容

町民に対する一般的な啓発に準ずる。その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。

イ 手段、方法

各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

(3) 各種団体を通じての啓発

町は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、DVD・BD等の貸出しを通じて、地震防災思想の普及に努める。これによって、それぞれの団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。

(4) 防災上重要な施設管理者に対する教育

町は、危険物を取り扱う施設や不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導を通じ、臨時情報発表時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。

(5) 相談窓口等

町はそれぞれの部署において、所管する事項について、町民の地震対策の相談に積極的に応ずるものとする。なお、総括的な事項及び建築に関する事項の相談窓口は次のとおりである。

ア 総括的な事項……………防災課、袋井消防森分署

イ 建築等に関する事項……………定住推進課

4 ボランティア団体等の組織化の推進及び啓発

町は、地域のボランティア団体等の組織化を推進し、その連絡会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の推進を図る。

21-2 防災関係機関

N T T西日本株式会社、中日本高速道路株式会社、「電力会社」、バス会社、ガス会社等の防災関係機関はそれぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

第2章 自主防災活動

計画作成の主旨

地震の災害から町民の生命、身体及び財産を保護するためには、町、県をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講ずることが必要である。しかし、同時に住民一人一人が地震についての十分な防災意識をもち、訓練を積み重ねることにより防災対策を体で覚え、これを家庭、地域、職域等で実践しなければならない。さらに、こうした防災対策は、地域住民が相互に協力し、消防団をはじめ、各種団体と有機的連携を保ち、自発的に防災組織をつくることによって効果的なものになる。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災活動における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。このため、町及び県は、的確な自主防災活動ができるようその基準等を示すものである。

計画の内容

22-1 町民の果たすべき役割

地震の防災に関し、町民が果たすべき役割は極めて大きい。町民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲をもち、平時から地震発生後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施する必要がある。

1 平時から実施する事項

- (1) 地震防災に関する知識の吸収
- (2) 地域の危険度の理解
- (3) 家庭における防災の話し合い
- (4) 臨時情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認
- (5) 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施
- (6) 家屋の補強等
- (7) 家具その他落下、倒壊危険物の対策
- (8) 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分）
- (9) 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動

2 臨時情報発表時、注意情報発表時に実施が必要となる事項

- (1) 正確な情報の把握
- (2) 適切な避難（注意情報発表時に避難の実施を必要とする要配慮者に限る。）

3 警戒宣言発令時に実施が必要となる事項

平時の準備を生かし、自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。

- (1) 正確な情報の把握
- (2) 火災予防措置
- (3) 非常持出品の準備
- (4) 適切な避難及び避難生活
- (5) 自動車の運転の自粛

4 地震災害発生後に実施が必要となる事項

- (1) 出火防止及び初期消火
- (2) 地域における相互扶助による被災者の救出活動

- (3) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
- (4) 自力による生活手段の確保

22-2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。自主防災組織は、町や県と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって次の活動をするものとする。

1 平時の活動

(1) 防災知識の学習

正しい防災知識を一人一人が持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、東海地震等の知識、臨時情報、地震予知情報・警戒宣言・地震情報の性格や内容、平時における防災対策、警戒宣言時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

(2) 「防災委員」の自主防災組織内での活動

防災委員は、住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても役員として、又は組織の長の相談役、補佐役として(3)以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。

(3) 「自主防災地図」の作成

自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することによりの確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。

(4) 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

(5) 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。なお、避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備にあたっては、民生委員・児童委員や福祉関係団体等との連携に努める。

ア 世帯台帳（基礎となる個票）

イ 避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）

ウ 人材台帳

エ 自主防災組織台帳

(6) 「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

(7) 避難所の運営体制の整備

警戒宣言発令時の避難対象地区住民等の避難生活及び発災時の被災住民等の避難所生活が円滑に行われるように、「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」、「避難生活計画書」等を参考に、避難所ごとに町及び避難所の施設管理者と協力して運営体制を整備する。

(8) 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練その他の訓練において、次に掲げる警戒宣言発令時及び災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、事業所の

防災組織、町等と有機的な連携をとるものとする。また、要配慮者に配慮した訓練の実施に努めるものとする。

- ア 情報の収集及び伝達の訓練
- イ 出火防止及び初期消火の訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出及び救護の訓練
- オ 炊き出し訓練

(9) 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員や福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

22-3 事業所等の果たすべき役割

1 事業所等の自主的な防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行うとともに、被災住民の救出など地域の一員としての防災活動に参加するよう努めるものとする。このため事業所等は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。また、災害時の事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。

事業所等における自主的な防災活動は、概ね次のものについて、それぞれの実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集、伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 救出及び応急救護等
- (7) 飲料水、食料、生活必需品等、災害時及び警戒宣言時に必要な物資の確保
- (8) 施設及び設備の耐震性の確保
- (9) 予想被害からの復旧計画策定
- (10) 各計画の点検・見直し

2 事業所の防災力向上の促進

県及び町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

22-4 町の指導及び助成

1 自主防災組織づくりの推進

町は、西部地域局と連携して、その地域に合った自主防災組織づくりを推進する。

2 自主防災に関する意識の高揚

町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に資料の提供、研修会の開催等を行う。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

研修名	実施機関	対象者	目的
-----	------	-----	----

自主防災組織リーダー研修	町	町内会の推薦による自主防災防組織の中心的リーダー	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。
地域防災指導員研修	県・町	各地区から推薦された指導者	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。

3 組織活動の促進

町は、消防森分署及び消防団等と有機的な連携を図りながら適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練その他の活動の充実を図る。

4 自主防災組織への助成

町は、自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備等を促進する。

22-5 自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団OBが自主防災組織の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。

第3章 地震防災訓練の実施

計画作成の主旨

南海トラフ地震臨時情報の発表時、警戒宣言発令時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。町民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、町や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。また、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点を置いて行う。

なお、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

計画の内容

23-1 森町

1 防災訓練の内容

町は、総合防災訓練及び地域防災訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町村及び防災関係機関と共同して、又は単独で各種の防災訓練を実施する。

訓練に当たっては、南海トラフ地震臨時情報が発表され、警戒宣言が発令される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高めるものとする。また、要配慮者に対する避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。

(1) 総合防災訓練

- ア 職員の動員
- イ 南海トラフ地震臨時情報、警戒宣言、地震情報その他防災上必要な情報の収集及び伝達
- ウ 臨時情報・注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の広報
- エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による受援活動
- オ 警戒宣言発令時及び災害発生時の避難誘導、避難指示及び警戒区域の設定
- カ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動
- キ 食料、飲料水、医療その他の救援活動
- ク 消防、水防活動
- ケ 救出・救助
- コ 避難生活
- サ 道路啓開
- シ 応急復旧

(2) 地域防災訓練

- ア 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。
- イ この訓練は、突然発生の地震を想定するものとし、町が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者等に配慮した訓練を実施する。

(3) 個別防災訓練

総合防災訓練及び地域防災訓練とは別に個別防災訓練を行う。その主な事項は次のとおりとする。

- ア 情報の収集、伝達訓練
 - 東海地震に関する情報の発表時及び警戒宣言発令時には、特に情報の正確かつ迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることに鑑み、防災関係機関、自主防災組織等と協力して実施する。
- イ 防災業務の訓練
 - 各課等はそれぞれ所掌する防災業務について、単独又は関係機関と共同して各種の防災訓練を実施する。

(4) 県、防災関係機関の防災訓練に対する協力等

- ア 町は、県及び防災関係機関に対し、町が実施する訓練に参加するよう要請する。
- イ 町は、県又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

(5) 防災訓練の実施回数

総合防災訓練	年1回以上
地域防災訓練	年1回以上
個別防災訓練	年1回以上

(6) 防災訓練の広報

訓練に町民等の積極的参加を求めるとともに、訓練に伴う混乱を防止するため必要な広報を行う。

23-2 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに南海トラフ地震防災対策推進計画又は対策計画に基づいて訓練を行う。

その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。

(1) 天竜浜名湖鉄道株式会社

- ア 警戒宣言及び地震予知情報の伝達

- イ 列車の運転規制方及び運転再開方
 - ウ 旅客の避難誘導
- (2) NTT西日本株式会社、株式会社NTTドコモ東海支社
- ア 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達
 - イ 警戒宣言発令を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策
 - ウ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策
- (3) 日本赤十字社静岡県支部
- ア 医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成及び訓練等の実施
 - イ 血液製剤の確保及び供給
 - ウ 赤十字奉仕団、自主防災組織などに対する救急法の講習等の指導
- (4) 日本放送協会（静岡放送局浜松支局）
- ア 組織動員
 - イ 情報連絡
 - ウ 放送送出
 - エ 視聴者対応等
- (5) 中日本高速道路株式会社（東京支社）
- ア 警戒宣言等の伝達
 - イ 地震発生に備えた資機材、人員等の配備手配
 - ウ 交通対策
 - エ 緊急点検
- (6) 中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（掛川営業所、島田電力センター）
- ア 情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧
 - イ 地震防災応急対策
 - ウ 災害復旧
- (7) しずてつジャストライン株式会社、秋葉バスサービス株式会社
- ア 乗客の避難
 - イ 情報伝達
- (8) 静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社
- ア 組織動員
 - イ 情報連絡
 - ウ 視聴者対応等
- (9) 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者
- ア 情報の収集及び伝達
 - イ 避難誘導
 - ウ 火災予防措置及び施設、設備等の点検
 - エ その他施設、事業の特性に応じた事項

第4章 地震災害予防対策の推進

計画作成の主旨

地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮し最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。なお、地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平時における予防対策を定める。

また、町は県第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定した「森町地震対策アクションプログラム2023（令和5年度）」により、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせることで対策を充実・強化する。

また、その際、町民の参画を進め、国及び県と連携し効率的、効果的な地震対策をすすめる。業務継続計画の策定などにより、業務継続性を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

計画の内容

24-1 緊急消防援助隊の受援体制

県及び町は、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

24-2 消防用施設の整備

県及び町は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設の整備に努めるものとする。

- (1) 消防団による避難誘導のための拠点施設
- (2) 緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
- (3) 消防本部又は消防署若しくはその出張所の庁舎のうち耐震改修が必要であるもの又は津波対策の観点から移転が必要であるもの
- (4) 消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
- (5) 地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両、航空機又は資機材
- (6) 消防救急デジタル無線又は高機能指令センター
- (7) その他、地震災害等に対応するために特に必要と認められる消防用施設

24-3 火災の予防対策

町は、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び町民に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するため、町（消防分署）、防災関係機関、事業所及び町民が一体となって火災予防の徹底を図るものとする。

1 町（消防分署）

町（消防分署）は、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び町民に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために次の取組を進める。

(1) 危険物施設、少量危険物取扱所

別に作成した「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に周知し、その実施を促進する。

(2) 高圧ガス（LPガスを含む。）施設

高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し、安全対策を促進する。

特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施を徹底する。

(3) LPガス消費設備

LPガスボンベについては、鎖等により転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付を促進する。

(4) 研究室、実験室等薬品類を保有する施設

次のような自然発火が生じないよう予防措置を講ずることを指導する。

ア 可燃物と酸化剤の接触による発火

イ 黄りん、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

ウ 金属粉、カーバイトその他浸水による発火

(5) 不特定多数の者が出入りする施設

スーパーマーケット、宿泊施設、ホール等の不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について特に指導を強化する。

(6) 病院等、要配慮者を収容する施設

病院等、要配慮者を収容する施設における出火防止対策については、講習会及び立入検査により指導する。

(7) 石油ストーブ

対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。

(8) 家庭用小型燃料タンク

燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。

(9) その他の出火危険物

アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導するものとする。

(10) 防災関連設備等

住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努めるものとする。

24-4 建築物等の耐震対策

建築物等の耐震性を評価する方法及び耐震性が不十分と評価された建築物についての補強工法、これから建築する建築物の耐震設計法、並びに家具の耐震対策等を示し、これらを町民はじめ関係行政機関、並びに建築士会等建築関係団体に対し啓発指導し、併せて住宅の建て替え及び補強等のための補助制度の拡充を検討し、建築物等の耐震性を向上する計画を定める。

1 建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を推進する。

(1) 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。

(2) 所有する建築物等の維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震改修を実施する。

2 町は次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。

(1) 町民向けの「建築相談窓口」を設置し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。

(2) 自主防災組織活動等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。

(3) 建築主及び建築設計者等への啓発

ア 新築建築物

「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底

イ 既存建築物

「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修

設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断並びに耐震補強

ウ 建築設備

「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強

(4) 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の促進

プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。

3 公共建築物の耐震化

町は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。

また、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。

4 コンピュータの安全対策

町は、自ら保有するコンピュータ・システムについて、「行政情報システムの安全対策に関するガイドライン」などの各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施について啓発を行う。

5 家具等の転倒防止

町は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について、町民に対する啓発指導に努める。また、事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等についても安全対策の実施を指導する。

6 ブロック塀等の倒壊防止

(1) 町有施設においては、原則として新たにブロック塀を使用しない。ただし、やむを得ず使用する場合は安全に配慮した設計とする。

(2) 町有施設の既存のブロック塀等については、安全性を点検し、必要に応じて改善を行う。

(3) 町は民間のブロック塀等のうち、避難所等に至る一般通行の用に供される道路沿いにある危険なブロック塀等について、所有者による撤去・改善等に対して支援等を行い、安全確保に向けた取組を進める。

7 ガラスの飛散防止

多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策の実施を指導する。

8 耐震化以外の命を守る対策

耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。

9 供給ライフラインの耐震化

ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。災害救護病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を促進する。ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

24-5 被災建築物等に対する安全対策

- 1 町及び県は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき、応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。
- 2 町長又は知事は、地震により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

[指定の目的] 災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。

[指定の方法] 条例により区域を指定し、周知する。

24-6 地盤災害の予防対策

町は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、住民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

1 山・がけ崩れ防止対策の推進

山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険性を広報する。

2 軟弱地盤対策の推進

軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、「木造住宅の簡易な軟弱地盤対策」等により必要な対策を講ずるよう指導する。

3 液状化対策の推進

液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、地盤の液状化が予想される地域では、地震により大きな被害を受けやすいこと等、液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性の周知に努める。

4 大規模盛土造成地対策の推進

地震時に滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、宅地の安全性の把握に努めるよう周知する。

24-7 落下倒壊危険物対策

地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行う。

県、市町は当該構築物等の設置者等に対し、必要な措置等を実施するよう指導する。

物 件 名	措 置 等
横断歩道橋	耐震診断等を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。
道路標識、 交通信号機等	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した 街路樹等	樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱・街路灯	設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、バス停 上屋等	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。 設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板、広告物	許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め、安全性の向上を図る。

	設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
天井	脱落防止等の落下物対策を図る。
ガラス窓等	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する
樹木、煙突	倒壊等の恐れのあるもの、不要なものは除去に努める。

24-8 危険予想地域における災害の予防

1 避難計画の策定

町は、次の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

(1) 要避難地区の指定

町長は、県第4次地震被害想定の結果等から判断して、町地震防災強化計画において明らかにした、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。

(2) 避難対象地区の指定

町長は、警戒宣言発令時に避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち延焼火災の発生の危険が予想される地域を除く、山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。

(3) 避難地・避難路の指定

町長は、要避難地区の状況に応じ、町民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。

ア 避難対象地区の町民の避難のため、避難地を指定する。

イ 延焼火災発生時における避難のため、避難地、幹線避難路を指定する。また、必要に応じ一次避難地を指定する。

(4) 避難所の指定

町長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。(4-4-11-1)

2 平時に実施する災害予防措置

(1) 町長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障がいのある人等の要配慮者等を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時からこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

(2) 山・がけ崩れ危険予想地区については次の予防措置を講ずる。

ア 県及び町は、協力して過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。

イ 町長は、地域の実情に即した方法により、当該地区の住民に対しその危険性の周知に努める。

ウ 町は、警戒宣言が発せられた場合には、町民が町からの指示を受けるまでもなく、直ちに危険箇所から離れ、避難地へ避難する等地域の実情に応じた住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

エ 町長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難施設や避難地（耐震性を有する屋内施設を含む）へ避難する等地域の実情に応じた住民

のとるべき行動について周知徹底に努める。

24-9 被災者の救出活動対策

建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう、平時から次の措置を行う。

1 町が実施すべき事項

- (1) 自主防災組織、事業所等及び住民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発
- (2) 自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進
- (3) 救出技術の教育、救出活動の指導
- (4) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

2 自主防災組織、事業所等が実施すべき事項

- (1) 救出技術、救出活動の習得
- (2) 救出活動用資機材の点検及び救出訓練の実施
- (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と連携訓練の実施

24-10 要配慮者の支援

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その障がいの内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、一般対策編第2章第19節「要配慮者支援計画」に準ずる。

24-11 生活の確保

警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平時から次の措置を行う。

1 食料及び生活必需品の確保

(1) 町が実施すべき事項

- ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄
- イ 町内における緊急物資流通在庫調査の実施
- ウ 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄
- エ 町内における緊急物資調達及び配分計画の策定
- オ 緊急物資の集積場所の選定及び運営管理等の検討
- カ 住民が実施する緊急物資確保対策の指導
- キ 給食計画の策定

(2) 町民及び自主防災組織が実施すべき事項

- ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- イ 避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備
- ウ 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進
- エ 緊急物資の共同備蓄の推進

2 飲料水の確保

(1) 町が実施すべき事項

- ア 復旧資材の備蓄を行う。
- イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- ウ 給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材を整備するとともに貯水槽を設置する。
- エ 工事業者等との協力体制を確立する。

(2) 町民及び自主防災組織が実施すべき事項

ア 家庭における貯水

- (ア) 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。
- (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
- (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。

イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保

- (ア) 応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。
- (イ) 災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施し、町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
- (ウ) ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要なとされる資機材等を整備する。

3 燃料の確保

(1) 県

緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、重要施設(災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの)の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。

(2) 重要施設の管理者等

重要施設の管理者その他の災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行うよう努めるものとする。

なお、燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合等の受注機会の増大に努めると共に、燃料供給業者との協力体制を確立する。

4 医療救護

(1) 町が実施すべき事項

ア 直接地域住民の生命、健康を守るため、町医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。

イ 大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定し、その機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。

ウ 医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。

エ 救護班(DMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT(災害派遣精神医療チーム)等医療チーム)の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。

オ 家庭看護の普及を図る。

(2) 自主防災組織が中心となって実施すべき事項

ア 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。

イ 医療関係団体等の協力により、応急手当等看護に関する講習会を開催する。

(3) 町民が実施すべき事項

ア 軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品を準備する。

イ 医療救護を受けるまでの応急手当等の技術を習得する。

ウ 献血予約登録に協力する。

5 防疫及び保健衛生活動

(1) 町が実施すべき事項

- ア し尿処理及び防疫実施計画を作成する。
- イ 仮設便所の資機材を準備する。
- ウ 防疫用薬剤の調達計画を作成する。
- エ 住民が行う防疫の指導をする。
- オ 避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。

6 清掃活動

(1) 町が実施すべき事項

- ア 被害想定に基づき、災害廃棄物処理計画を定める。
- イ 住民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示し協力を求める。

7 避難所の設備及び資機材の配備又は準備

町は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

なお、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。

- (1) 通信機材
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (5) 給水用機材
- (6) 救護所及び医療資機材
- (7) 物資の集積所
- (8) 仮設の小屋又はテント
- (9) 仮設トイレ、ポータブルトイレ、携帯トイレ
- (10) 防疫用資機材
- (11) 清掃用資機材
- (12) 工具類

8 救援・救護のための標示

- (1) 町は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため、小学校等の公共建物の屋上に番号を標示する。（資料3-3-6）
- (2) 町は、孤立するおそれがある地域について無線設備等の整備を実施・促進する。

9 応急仮設住宅

- (1) 県及び町は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
- (2) 県及び町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるような、あらかじめ体制を整備するものとする。

24-12 がれき・残骸物の処理体制の整備

- (1) 災害廃棄物処理計画を定める。
- (2) 災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積所の確保に努める。

24-13 緊急輸送活動体制の整備

道路管理者は、発災後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、道路管理者等で構成する協議会で作成した道路啓開等の計画も踏まえて、建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。

災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の他、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

24-14 公共土木施設等の復旧用資材の備蓄

県及び町は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

24-15 情報システムの整備

災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化を図る。また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

24-16 緊急輸送用車両等の整備

災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

24-17 文化財に対する防災対策

文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物及び彫像、石碑その他これらに類する文化的な物件（以下「文化財等」という。）の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。

- (1) 文化財等の耐震措置の実施
- (2) 安全な公開方法、避難方法の設定
- (3) 臨時情報・注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時における連絡体制の事前整備
- (4) 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
- (5) 文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備
- (6) 地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備

第3編 地震防災施設緊急整備計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

第1章 地震防災施設整備方針

東海地震等による災害から町域並びに町民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行い、地震に強いまちづくりを進める。

- (1) 多数の人的被害が発生するおそれがある地域における被害要因をあらかじめ除去又は軽減すること。
- (2) 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること。

(3) 地震発生後の混乱を緩和し、救護活動を中心とする災害応急対策を確保すること。

各施設等の整備にあたっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り総合的に推進するものとする。

31-1 防災業務施設の整備

1 消防用施設の整備及び消火用水対策

地震の発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。

また、河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。

2 通信施設及び情報処理体制の整備

地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。

このため、災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設等を整備するとともに、地域衛星通信ネットワークと町防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。また、情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。さらに、住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

31-2 地域の防災構造化

1 避難地の整備

避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強等避難の阻害要因を解消するとともに、避難人口の規模に応じた避難地の整備を図る。

2 避難路の整備

主要避難路等町長の指定する避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。

3 消防活動用道路の整備

人口密集地等で人家が連続し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。

4 老朽住宅密集市街地震防災対策

建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

31-3 緊急輸送路の整備

1 道路の整備

緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。地震の発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送活動のためのルートの多重化や代替性及びヘリポートを考慮し、相互に連絡する町道を選定し、道路を整備し、人員、物資の輸送に支障がないように整備する。

2 ヘリポートの整備

緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するためにヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

31-4 防災上重要な建物の整備

1 医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。

- 2 社会福祉施設の整備
社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。
- 3 学校等施設の整備
児童、生徒の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。
- 4 不特定多数が利用する公的建物の整備
教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。
- 5 庁舎、消防施設等の整備
庁舎、消防施設、緊急物資集積場所に指定されている施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。
- 6 地域防災拠点施設
地域の防災活動を円滑に実施するため、また平時には防災に関する広報、訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。
地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、広場等オープンスペースの整備を図る。

31-5 災害防止事業

- 1 山崩れ、地すべり等の防止
地震による災害の発生を防止するため、土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜の崩壊）及び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。また、ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。

31-6 災害応急対策用施設等の整備

- 1 飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備
飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管、緊急遮断弁及び非常用電源の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。
- 2 防災倉庫及び防災資機材等の整備
災害時における防災活動を円滑に実施するため、防災倉庫を整備するとともに、防災資機材及び非常用食料等の整備を図る。
- 3 応急救護設備等の整備
負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。
- 4 緊急輸送用車両等の整備
緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

第2章 地震対策緊急整備事業計画

東海地震による災害から町土並びに町民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和55年度をから令和6年度までの45年間である。

32-1 防災業務施設の整備

1 消防用施設の整備

(1) 事業の目的

地震発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図るものとする。

(2) 事業の総括表

事業名	事業概要	数量
消防用施設	消防ポンプ自動車	8
	小型動力ポンプ付積載車	8
	耐震性貯水槽 (40m ³)	40
	コミュニティ消防センター	12

2 通信施設の整備及び情報伝達施設の整備

(1) 事業の目的

警戒宣言発令時及び地震発生時には、電話のふくそう又は途絶が予想される。このため、防災関係機関及び消防機関（消防団含む。）等との情報収集及び伝達を円滑にするため必要な無線通信施設を整備する。

(2) 事業の総括表

事業名	事業概要	数量
防災行政無線 (移動系)	基地局	2局
	統制台	2台
	統制リモコン (各課)	10台
	移動局	136局
防災行政無線 (固定系)	親局	1局
	遠隔制御装置	2局
	子局	19局
	戸別受信機	6,170台
防災情報通信設備 整備事業	全国瞬時警報システム (Jアラート) 設備整備 平成22年度	1台
消防救急デジタル 無線共同整備事業	中東遠地域5消防本部共同による消防 救急デジタル無線整備 平成26年度～27年度	42台

※ 通信施設の現況は、資料 (2-2-3) のとおりである。

32-2 避難地・避難路の整備

1 避難地の整備

(1) 事業の目的

避難地について、避難困難地区の解消、受入能力の増強等避難危険の解消を図る。

(2) 整備の基準

地域の状況及び避難人口等を考慮し、避難できる敷地（グラウンド等）を所有している公共施設等の中から避難所と兼用できる施設を主要避難地として配置するとともに、避難地としての施設整備の促進を図る。

2 避難路の整備

(1) 事業の目的

幹線避難路を整備することにより、避難所要時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等、避難の円滑化を図る。

(2) 整備の基準

地震災害のおそれが高く、人口の集中した地区の主要な避難路となる幹線道路については、住民の安全な避難を確保するため、特に必要と認められる道路について、拡幅改良を行うとともに老朽橋の架け替えを行う。

3 避難地、避難路及び緊急輸送路の安全確保対策

(1) ブロック塀等撤去事業補助金及びブロック塀等緊急改善事業等の補助金制度の活用を町民に啓発する。

(2) 自動販売機の転倒防止及び落下対象物の安全性の確保について、関係機関の協力を得て啓発を行う。

4 消防活動用道路の整備及び老朽住宅密集市街地地震防災対策

地震発生時において、建築物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図るとともに、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。

併せて、老朽住宅密集市街地の解消のため、基盤施設の整備、安全な建築物の誘導等を図る。

32-3 緊急輸送路の整備

1 道路の整備

(1) 事業の目的

緊急輸送路のうち、町管理道路について、地震等の災害により大きな被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所を改良、災害防除を行うとともに、人員・物資の輸送に支障のないようにする。

(2) 整備の基準

大規模地震により大きな被害が予想される町管理の道路及び橋梁の整備を行う。

2 ヘリポートの整備

臨時ヘリポート開設予定施設について、緊急輸送及び救援活動等において支障がないよう周辺地域における進入路の整備を図るとともに、開設に必要な付帯設備の整備を推進する。

32-4 防災上重要な建物の整備

1 学校施設の整備

(1) 事業の目的

児童、生徒の生命の安全確保を図るとともに災害応急対策の円滑化を図る。

(2) 整備計画

公立幼稚園・小・中学校の施設のうち、耐震診断の結果不適格とされた施設については、計画的に整備し災害応急施設として活用できるよう改築、補強を行う。

2 医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化を図るとともに、病院のライフライン対策を講じ患者の生命の安全を図る。

3 社会福祉施設の整備

自力避難が困難な社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため、特別養護老人ホーム、障がい福祉サービス事業所、母子生活支援施設、保育所及び認定こども園の耐震化を図る。

4 社会教育施設の整備

文化会館、体育館等不特定多数が利用する公共の社会教育施設の耐震化を図る。

5 町庁舎等の整備

町庁舎等の防災上重要拠点となる施設は、耐震診断に基づく補強、ロッカー等の転倒防止対策、ガラス飛散防止対策等の安全対策を講じ、それぞれの機能の確保を図る。

6 飲料水等を確保するための施設又は設備の整備

地震災害時において地域住民等の安全を確保するため、飲料水等の生活用水の確保に必要となる施設又は設備の整備を図る。

(1) 非常用給水施設の整備

発災後速やかに応急給水活動を実施するため、避難所等の防災拠点に非常用給水施設を整備する。なお、整備事業は、おおむね次のとおりである。

ア ろ水機の配備

イ 非常用飲料水タンクの配備

ウ 耐震性貯水槽の設置

(2) 水道施設の整備

水道施設の被害防止及び応急給水活動を円滑に行うため、水道施設の整備を図る。

応急給水計画等に基づき、水源の確保、配水池の大容量化及び緊急遮断弁の設置、非常用自家発電設備の設置、基幹施設の耐震化等の整備を図る。

7 防災倉庫及び防災資機材等の整備

防災活動を円滑に実施するため、防災活動拠点施設並びに自主防災組織に必要な防災倉庫及び防災資機材等の整備を促進するものとする。

(1) 防災活動の拠点となる施設に、防災倉庫、防災資機材及び非常用食料等を整備する。なお、現況は、資料(4-4-13)のとおりである。

(2) 自主防災組織へ可搬式ポンプ及びろ水機の配備を図る。

(3) 自主防災組織が実施する防災倉庫及び防災資機材整備について助成を行う。

(4) 災害発生時の地域の情報伝達手段の充実強化のため、携帯無線機の自主防災組織への配備を実施する。

8 医療施設の整備

発災後における医療救護活動を円滑に実施するため、救護病院及び救護所等の診療機能の維持を計るため必要な医療資機材、備品の整備を図る。

9 緊急輸送用車両等の整備

緊急輸送用及び情報収集を迅速に行うため、車載用無線装置の設置を含めた車両の整備を図る。

32-5 災害の防止事業

土砂災害警戒区域(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)のうち、避難路、緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想され、防災上緊急度の高い地区については、危険区域の指定をすすめるとともに、防災施設の整備を図り、災害の発生を抑制し、被害の軽減を図る。

また、人家、道路等を下流域に持つ危険なため池については、貯水の放流、調整等の措置ができるように堤体の補強及び付帯構造物の新設、改修を計画的に行う。

なお、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険箇所及びため池の現況は、資料(5-5-1・2・9)のとおりである。

第3章 地震防災緊急事業五箇年計画

東海地震から町民の生命、身体及び財産を守るため、地震防災対策特別措置法の規定に基づき、地震防災対策の実施に関する目標として「森町地震対策アクションプログラム2023(令和5年度)」を策定し、地震防災上緊急に整備すべき施設等についてこの目標に即した地震防災緊急事業五箇年計画を作成・実施する。平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画に続き、令和3年度から令和7年度までの第6次五箇年計画を策定し、実施している。

33-1 防災業務施設の整備

1 消防用施設の整備及び消火用水対策

(1) 事業の目的

地震の発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、消防用施設及び消火用水の確保に必要な施設の整備を図る。

(2) 整備の水準

消防力の整備指針及び消防水利の基準に基づき多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽等を整備する。

2 通信施設及び情報伝達施設の整備

(1) 事業の目的

電話のふくそう、途絶えが予想される地震災害時において、被害状況を迅速、かつ的確に把握し、災害応急対策を円滑に実施するため、防災関係機関の情報収集及び伝達に必要な無線通信施設の整備を図る。

(2) 整備の水準

地震災害時における町及び町内の防災関係機関、生活関連機関の情報連絡網を確保するため、地域防災無線を整備する。

第4編 南海トラフ地震臨時情報への対応

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、町は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、以下のとおり定める。

なお、防災関係機関の実施すべき防災対応についても、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、本章において定める。

第1章 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

41-1 森町

町は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、「森町災害対策本部運営要領」に基づき「事前配備態勢」をとり、情報収集及び連絡活動を行うものとする。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	事前配備態勢 関係所属による、情報収集及び連絡活動を主とした態勢をとる。

41-2 防災関係機関

関係所属の組織体制、情報の収集・伝達に係る役割分担は、「一般対策編 第3章 災害応急計画 第2節 組織計画、第4節 通信情報計画」及び「地震対策編 第5編 地震防災応急対策（発災前の対象を含む）第1章 防災関係機関等の活動」に準ずる。

第2章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

42-1 森町

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、「森町災害対策本部運営要領」に基づき「第1配備態勢」をとり、事態の推移を踏まえ、以下のとおり、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行うものとする。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 発表時	第1配備態勢 事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する態勢をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ・情報の伝達 ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

42-2 防災関係機関

関係所属における情報の収集・伝達に係る役割分担は、「一般対策編 第2章 災害予防計画 第6節 通信施設等整備計画 第3章 災害応急計画 第2節 組織計画、第4節 通信情報計画」及び「地震対策編 第5編 地震防災応急対策（発災前の対象を含む）第1章 防災関係機関等の活動」に準ずる。

42-3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

町は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

周知及び呼びかけの方法は、「一般対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画、第4節 通信情報計画、第5節 災害広報計画」及び「地震対策編 第5編 地震防災応急対策（発災前の対象を含む）第2章 情報活動、第3章 広報活動」に準ずる。

42-4 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は、1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

42-5 町のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する他すぐに避難を行える態勢を維持する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第3章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

43-1 森町

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、「森町災害対策本部運営要領」に基づき「第2配備態勢又は第3配備態勢」をとり、全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える体制をとるものとする。

情報共有体制、組織体制、情報伝達方法は、「一般対策編 第2章 災害予防計画 第6節 通信施設等整備計画 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画」及び「地震対策編 第5編 地震防災応急対策（発災前の対象を含む）第2節 情報活動 第3節 広報活動」に準ずる。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	第2配備態勢又は第3配備態勢 本部長である町長の指揮のもと、全庁的な情報共有及び大規模な災害の発生に備える態勢をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

43-2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

町は、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。周知及び呼びかけの方法は、「一般対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画、第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画」及び「地震対策編第5編 地震防災応急対策（発災前の対象を含む）第2章 情報活動 第3章 広報活動」に準ずる。

43-3 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上程度以上の地震が発生、またはプ

レート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震) に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

43-4 消防機関等の活動

消防機関・消防団及び水防団は、「南海トラフ地震臨時情報」(巨大地震警戒) が発表された場合において、が出火及び混乱の防止対策を図るものとする。

43-5 警備対策

警察は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- 1 正確な情報の収集及び伝達
- 2 不法事案等の予防及び取締り
- 3 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援

43-6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

2 電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

3 ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

4 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置をとるものとする。

5 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した体制の整備を図るものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用にも努めるものとする。

43-7 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

43-8 交通

1 道路

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動について、地域住民等に周知するものとする。

県及び町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

2 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される前の段階から、当該情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

43-9 町が管理等を行う施設等に関する対策

1 防災上重要な施設に対する措置

防災上重要な施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、町が行う点検、整備等について以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

区 分	内 容
ため池及び用水路	ため池及び農業用水路について、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてため池からの放流、用水路の断水又は減水を行えるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。
道路	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための国・県・市町等の連絡体制を整える。 ・巨大地震発生時の土砂災害警戒情報の運用について、静岡地方気象台と確認する。
工事中の公共施設、建築物、その他	地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講ずる。
本庁、及びその他災害応急対策上重要な庁舎	本庁及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。
水道水供給施設	溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

2 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置

町が管理し、不特定かつ多数の者が出入りする施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、町が行う防災対応を以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

なお、町以外が管理する施設等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防災対応については、下記内容を参考にしてそれぞれ施設の管理者が定めるものとする。

区 分	内 容
各施設が共通して定める事項	<ul style="list-style-type: none"> ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置

	カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保	
施設の特性に応じた主要な個別事項	病院	ア 耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則、営業を継続するものとする。 イ 入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法をあらかじめ定める。 ウ 入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院等の準備を検討する。 エ 入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者等、安全確保のための措置をあらかじめ定める。
	学校	避難場所、避難経路、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。
	社会福祉施設	情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。

43-10 南海トラフ地震臨時情報の平時からの周知

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、社会が混乱することなく防災対応を行うためには、住民等が、事前に南海トラフ地震臨時情報そのものを理解している必要がある。

このため、町は、あらゆる機会を捉え、南海トラフ地震臨時情報の内容や情報が発表された場合に、後発地震の発生に備えてとるべき以下の事項等について広報に努め、住民等が正しく理解し、あらかじめ検討した対応を確実に実施できるよう努める。

- 1 家具の固定、備蓄物資の確認、非常持出品の確認等の日頃からの備えの再確認
- 2 安全な避難場所・避難経路等の確認
- 3 避難行動における注意事項

43-11 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

町以外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、町が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

第5編 災害応急対策

地震災害が発生した場合の町、防災関係機関、事業所及び町民等の災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、町等の行政機能の喪失、交通インフラ被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を越える事態が発生するおそれがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1章 防災関係機関の活動

計画作成の主旨

地震発生時の町及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに町警戒本部との関連について定める。

51-1 森町

1 森町災害対策本部の設置

- (1) 町長は、地震災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、森町災害対策本部（以下「町災害対策本部」という。）を設置する。
- (2) 町警戒本部から町災害対策本部への移行にあたっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

2 町災害対策本部の所掌業務

- (1) 町災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。
 - ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
 - イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
 - ウ 消防、水防その他の応急措置
 - エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」に基づく応援部隊等の受入
 - オ 被災者の救助、救護その他の保護
 - カ 医療救護
 - キ 施設及び設備の応急の復旧
 - ク 防疫その他の保健衛生
 - ケ 避難指示又は警戒区域の設定
 - コ 緊急輸送の実施
 - サ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保並びに配給
 - シ 静岡県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）への要請、報告等県との災害応急対策の連携及び防災関係機関との連携
 - ス 自主防災組織との連携及び指導
 - セ ボランティアの受入れ
- (2) 消防・水防機関は、特に次の事項を重点的に実施する。

ア 消防署森分署

- (ア) 被害状況等の情報の収集と伝達
- (イ) 消火活動、水防活動及び救助活動
- (ウ) 地域住民等への避難指示の伝達
- (エ) 火災予防の広報

イ 消防（水防）団

- (ア) 被害状況等の情報の収集と伝達
- (イ) 消火活動、水防活動及び救助活動
- (ウ) 任意避難地の安全確保及び避難路の確保
- (エ) 地域住民等の避難地への誘導
- (オ) 危険区域からの避難の確認
- (カ) 自主防災組織との連携、指導及び支援

3 職員動員

- (1) 職員は、町内において震度4以上を観測したことを覚知した場合は、動員命令を待つことなく、予め

指定された場所に集合する。

- (2) 職員は、指定された場所への途上において確認した被害状況等について、到着後直ちに所属長に報告する。
- (3) 本部長は、本部会議を開催し、災害応急対策についての必要な指示を与える。
- (4) 職員は、町災害対策本部が設置されたときは、直ちに所定の場所において、災害応急対策にあたる。
- (5) 所属長は、地震発生後できるだけ速やかに職員の配備状況を把握するものとする。

51 - 2 静岡県警察

1 静岡県警察（袋井警察署・森分庁舎、町内各警察官駐在所）

- (1) 情報の収集・提供
- (2) 救出・救護
- (3) 死体の検死及び検分
- (4) 避難勧告の伝達・指示の伝達、退去の確認及び避難地・避難所の安全確保・秩序維持
- (5) 警戒区域の防犯パトロール
- (6) 社会秩序維持のための取り締まり等
- (7) 交通路、避難路、緊急輸送路の確保

51 - 3 防災関係機関

（一般対策編第1章総論第3節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。）

第2章 情報活動

計画作成の主旨

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、町、県及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

計画の内容

52 - 1 基本方針

1 県等との情報活動の緊密化

- (1) 情報の収集及び伝達は、県災害対策本部と県災害対策本部西部方面本部（以下この編で「西部方面本部」という。）、西部方面本部と町災害対策本部相互のルートを基本として、警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。
- (2) 情報活動の緊密化のため袋井警察署は、町災害対策本部に警察官を派遣するものとし、西部方面本部も町災害対策本部に職員を派遣する。

2 情報活動の迅速的確化

災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い課を「情報広報実施要領」に定める。

52 - 2 情報の内容等

1 地震情報等の受理、伝達、周知

- (1) 西部方面本部から通知される地震情報等の受理は、町災害対策本部（災害対策本部設置前においては、町警戒本部、若しくは防災課）において受理する。
- (2) 地震情報等は、同時通報用無線、広報車等を活用して、住民等に対して周知徹底を図るものとする。

2 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

- (1) 収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い課等を県に準じて

あらかじめ定めておくものとする。なお、地震発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。

- (2) 地域派遣町職員、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定め迅速、的確な情報の収集にあたるものとする。

3 情報の内容

- (1) 被害状況
- (2) 避難の勧告・指示又は警戒区域設定状況
- (3) 生活必需物資の在庫及び供給状況
- (4) 物資の価格、役務の対価動向
- (5) 金銭債務処理状況及び金融動向
- (6) 避難所の設営状況
- (7) 避難生活の状況
- (8) 医療救護施設の状況
- (9) 応急給水状況
- (10) 観光客等の状況

52-3 情報の収集

- 1 災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法又は手段を用いる。

- (1) 職員派遣による収集

地震発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

- (2) 自主防災組織等を通じての収集

自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

- (3) 参集途上の職員による収集

勤務時間外において大規模地震が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。

- 2 防災関係機関

災害応急対策に必要な情報は、防災関係機関がそれぞれの責任において収集する。

52-4 情報伝達の手段

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。

- 1 防災行政無線（移動系）

主として、町災害対策本部と避難所、防災関係機関との情報伝達に用いる。

- 2 県防災行政無線

主として県との情報伝達に用いる。

- 3 その他の無線及び有線電話等

同時通報用無線、消防無線、防災関係機関所属の無線を利用した非常通信、非常通話、非常電報等のほか、非常通信及び有線電話・無線電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。

- 4 報道機関への協力要請による伝達

広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。

- 5 自主防災組織を通じての連絡

主として町が地域内の情報を伝達する場合に活用する。

6 広報車等の活用

車両通行が可能な地域においては、町及び防災関係機関の広報車を利用して情報の伝達を行う。

52-5 報告及び要請事項の処理

1 県災害対策本部に対する報告及び要請

(1) 町災害対策本部は、「情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに西部方面本部を通じ県災害対策本部に対し報告し、又は要請を行うものとする。

ただし、県災害対策本部に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。また、町内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、町から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、県災害対策本部にも報告する。

情報及び要請すべき事項の主なものは、次のとおりである。

ア 緊急要請事項

イ 被害状況

ウ 町の災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合及び森町内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部及び直接消防庁へも原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、町は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(消防庁応急対策室)

平日(9:30~18:15)

電 話	03-5253-7527
F A X	03-5253-7537

左記以外

電 話	03-5253-7777
F A X	03-5253-7553

(2) 防災関係機関は、「情報広報実施要領」に定める情報項目について速やかに町災害対策本部に対し報告を行うものとする。

その主なものは次のとおりである。

ア 緊急要請事項

イ 被害状況

ウ 災害応急対策実施状況

第3章 広報活動

計画作成の主旨

町と県及び防災関係機関との協力体制を定め、町民等に正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、的確な災害応急対策がなされるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮するものとする。

計画の内容

53-1 森町

1 広報事項

町災害対策本部が広報すべき事項については、その文案及び優先順位をあらかじめ「情報広報実施要領」に定め、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

広報事項の主なものは、次のとおりである。

(1) 地震発生時の注意事項、特に出火防止及び余震に関する注意の喚起

- (2) 地震情報等
- (3) 電気、ガス、上・下水道、電話、鉄道、道路等の被害状況
- (4) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (5) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (6) 民心安定のための住民に対する呼びかけ

2 広報実施方法

- (1) 同時通報用無線、ホームページ、登録制メール、LINEアプリ、緊急速報メール、広報車
- (2) 自主防災組織を通じた連絡

3 県に対する広報の要請

県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。

53-2 防災関係機関

1 広報事項

広報事項は、「情報広報実施要領」等の定めるところによるが、その主なものは、次のとおりである。

- (1) 電気、ガス、上・下水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況
- (2) 災害応急対策状況及び復旧見込み

2 広報実施方法

広報は、防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。この場合、町及び県との連携を密にするものとする。

53-3 住民等が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。情報源とその主な情報内容は、次のとおりである。

- (1) ラジオ、テレビ
地震情報等、交通機関運行状況等
- (2) 同時通報用無線、ホームページ、登録制メール、LINEアプリ、緊急速報メール、広報車
主として町内の情報、指示、指導等
- (3) 自主防災組織を通じた連絡
主として町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
- (4) サイレン
火災の発生通報

第4章 緊急輸送活動

(一般対策編第3章災害応急対策計画第18節「輸送計画」に準ずる。)

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。(当該計画は、他の大規模地震発生時においても必要に応じて準用する)。

第5章 広域応援要請

一般対策編第3章災害応急対策計画第3節「動員・受援計画」に準ずる。

なお南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、別に定める「南海トラフにおける静岡県広域受援計画」による。(当該計画は、他の大規模地震発生時においても必要に応じて準用する)。

第6章 災害の拡大防止活動

56-1 消防活動

(一般対策編 第3章災害応急対策計画第23節「消防計画」に準ずる。)

56-2 水防活動

(一般対策編 第3章災害応急対策計画第24節「森町水防計画」に準ずる。)

56-3 人命の救出活動

(一般対策編 第3章災害応急対策計画第7節「避難救出計画」に準ずる。)

56-4 学校における災害応急対策

(一般対策編 第3章災害応急対策計画第20節「応急教育計画」に準ずる。)

56-5 被災建築物等に対する安全対策

(一般対策編 第3章災害応急対策計画第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)

56-6 災害危険区域の指定

(一般対策編 第3章災害応急対策計画第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)

第7章 避難活動

(一般対策編 第3章災害応急対策計画第7節「避難救出計画」に準ずる。)

第8章 社会秩序を維持する活動

(一般対策編 第3章災害応急対策計画第22節「県警察災害警備計画」に準ずる。)

第9章 交通の確保対策

(一般対策編 第3章災害応急対策計画第19節「交通応急対策計画」に準ずる。)

第10章 地域への救援活動

(一般対策編第3章災害応急対策計画第9節「食料供給計画」及び第10節「衣料、生活必需品、その他の物資供給計画」に準ずる。)

510-1 医療救護活動

(一般対策編 第3章災害応急対策計画第13節「医療助産計画」に準ずる。)

510-2 し尿処理

(一般対策編 第3章災害応急対策計画第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)

510-3 廃棄物(生活系)処理

(一般対策編 第3章災害応急対策計画第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)

510-4 がれき・残骸物処理

(一般対策編 第3章災害応急対策計画第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)

510-5 防疫活動

(一般対策編 第3章災害応急対策計画第14節「防疫計画」に準ずる。)

510-6 遺体の捜索及び措置

(一般対策編 第3章災害応急対策計画第16節「遺体の捜索及び措置埋葬計画」に準ずる。)

510-7 応急住宅の確保

(一般対策編 第3章災害応急対策計画第16節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)

510-8 ボランティア活動への支援

(一般対策編 第3章災害応急対策計画第25節「応援協力計画」に準ずる。)

第11章 学校における災害応急対策及び応急教育

(一般対策編 第3章災害応急対策計画第20節「応急教育計画」に準ずる。)

第12章 被災者の生活再建等への支援

(一般対策編 第3章災害応急対策計画第21節「社会福祉計画」に準ずる。)

第13章 町有施設及び設備等の対策

(一般対策編第3章災害応急対策計画第31節「町有施設及び設備等の対策計画」に準ずる。)

第14章 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

計画作成の主旨

町民に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

計画の内容

514-1 上水道

- 1 災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。
- 2 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
- 3 配管の仮設等による応急給水に努める。
- 4 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。

514-2 下水道

- 1 施設の災害に応じて必要な応急措置を講ずる。
- 2 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
- 3 管の仮設等により下水道機能の確保に努める。

514-3 電力（中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社掛川営業所、島田電力センター）

- 1 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。
- 2 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機構と強調して、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。
- 3 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- 4 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
- 5 水力、原子力の各発電所は、直ちに各種装置及び施設を巡回点検し安全確保の応急措置を講ずる。

514-4 ガス（一般社団法人静岡県LPガス協会西部支部）

- 1 LPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- 2 LPガスの施設の安全点検を実施する。

- 3 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。
- 4 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

514-5 通信

1 NTT西日本株式会社

- (1) 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。
 - ア 臨時回線の設定、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等を運用し、臨時公衆電話を設置する。
 - イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤルサービス171、災害用伝言板web171を提供する。
 - ウ 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。
- (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- (3) 通信の早期疎通を図るため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

2 株式会社NTTドコモ東海支社

- (1) 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。
 - ア 臨時回線の設定をするほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。
 - イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板を提供する。
- (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- (3) 通信の早期疎通を図るため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

514-6 放送（日本放送協会静岡放送局、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社）

- 1 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し、放送の継続確保を図る。
- 2 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。
- 3 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。

514-7 市中金融機関

- 1 被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。
- 2 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。
- 3 財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ相互の申合わせを行い、次の措置を講ずる。
 - (1) 必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等
 - (2) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い
 - (3) 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等

514-8 鉄道（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、天竜浜名湖鉄道株式会社）

- 1 不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、併行社線との振替輸送等の措置を講ずる。
- 2 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。
- 3 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

514-9 道路（国、県、町）

- 1 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。
- 2 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し緊急輸送路の早期確保に努める。
- 3 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設事業協同組合等の協力を求め必要な措置を講ずる。
- 4 道路管理者は、交通信号が倒壊、断線等により機能を失った場合は県公安委員会に対し応急復旧工事の実施を要請する。

第15章 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

計画作成の主旨

地震防災応急計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

計画の内容

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2章に定めるものの他、次のとおりとするが、平時対策との整合性の確保に留意する。

- 1 各施設・事業所に共通の事項
各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。
 - (1) 災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項
 - ア 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制
 - イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
 - (2) 出火防止措置、消防用施設等の点検
 - (3) その他必要な災害応急対策に関する事項
- 2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項
各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。
 - (1) 病院、診療所、百貨店、スーパー等
 - ア 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。
 - イ 地震に関する情報並びに避難地、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。
 - ウ 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。
 - (2) 石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。
 - (3) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。
 - (4) 学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設
避難地、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な要配慮者の安全確保に必要な措置等に配慮する。
 - (5) 水道、電気及びガス事業
 - ア 上水道（町）
水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。
 - イ 下水道

下水道施設の被害により下水道を使用できない利用者への必要な対応等に配慮する。

ウ 電気

火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。

エ ガス

火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。

第6編 復旧・復興対策

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

第1章 防災関係機関の活動

計画作成の主旨

町の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については、町災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

計画の内容

61-1 町

1 震災復興本部の設置

町長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。

2 復興本部と町災害対策本部との併設

復興本部は町災害対策本部と併設できる。復興本部の運営にあたっては、町災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。

3 復興本部の所掌事務

(1) 復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりとする。

ア 震災復興計画の策定

イ 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達

ウ 県その他の防災関係機関に関する震災復興対策の実施又は支援の要請

エ 県震災復興基金への協力

オ 相談窓口等の運営

カ 民心安定上必要な広報

キ その他の震災復興対策

4 町災害対策本部との調整

災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、町災害対策本部との連絡調整会議を開催する。

5 防災会議の開催等

(1) 復興本部が設置された場合、必要に応じ、防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策に

係る連絡調整等を行う。

- (2) 招集される防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲の者とする。
- (3) 防災会議は、復興本部との調整を図るものとする。

61-2 静岡県警察（袋井警察署・森分庁舎、町内各警察官駐在所）

- 1 社会秩序を維持する活動
第5編第8章及び、第6編第8章に規定する「社会秩序を維持する活動」に準じた活動を行う。
- 2 交通の確保対策
第6編第9章「交通の確保対策」に準じた活動を行う。

61-3 防災関係機関

防災関係機関が、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

- 1 指定地方行政機関
 - (1) 総務省東海総合通信局
 - ア 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理
 - イ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査
 - ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局の貸与
 - (2) 総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）
 - ア 被災者への生活支援情報の提供
 - イ 専用電話を備えた相談窓口の開設
 - ウ 特別行政相談所の開設
 - (3) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）
 - ア 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請
 - イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置
 - (4) 厚生労働省静岡労働局（磐田労働基準監督署）
 - ア 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化
 - イ 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置
 - ウ 離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の要請等）
 - (5) 農林水産省関東農政局静岡県拠点
農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。
 - ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告
 - イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整
 - ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告

エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務

(6) 国土交通省関東地方整備局（浜松河川国道事務所）

ア 管轄する基盤施設（河川・道路など）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。

ウ 復旧・復興事業に関する広報を実施する。

(7) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）

ア 緊急輸送の必要性があると認められる場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関する措置

イ 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん

(8) 国土地理院中部地方測量部

ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。

イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。

ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。

エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。

(9) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、地震情報（東海地震に関する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説

(10) 経済産業省中部経済産業局

電気、ガスの供給確保指導

(11) 環境省 関東地方環境事務所

ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供

イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

(12) 環境省 中部地方環境事務所

廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(13) 防衛省 南関東防衛局

ア 所管財産使用に関する連絡調整

イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整

ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

2 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社東海支社（森町郵便局・町内各郵便局）

ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除

イ 被災者救助団体に対するお年玉葉書寄付金の配分

ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付

エ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

オ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連

- 携し、迅速・適切な対応に努める。また、平時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。
- (2) 日本郵便株式会社（森町郵便局）
可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。
- (3) 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOSグループ株式会社、ジクシス株式会社
LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
- (4) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。
- (5) NTT西日本株式会社、株式会社NTTドコモ東海支社
ア 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
イ 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町村との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
- (6) 日本赤十字社静岡県支部
ア 義援金の募集・義援金募集配分委員会への参加
イ 協力奉仕者及び関係団体との連絡調整
- (7) 日本放送協会（静岡放送局浜松支局）
ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成
イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施
ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施
エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
- (8) 中日本高速道路株式会社（東京支社）
ア 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
イ 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町村との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
- (9) 日本通運株式会社（浜松支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行
- (10) 中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（掛川営業所、島田電力センター）
ア 変電所や配電施設等の施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
イ 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町村との調整を図るとともに、必要に応じ他の

基盤施設の管理者等とも調整を行う。

ウ 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。

(11) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(12) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン イレブン・ジャパ

ン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。

3 指定地方公共機関

(1) 一般社団法人静岡県LPガス協会（西部支部袋井地区）

必要に応じ代替燃料の供給に協力する。

(2) 静岡県道路公社

ア 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

(3) 天竜浜名湖鉄道株式会社

ア 鉄道施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

(4) 静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社

ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成

イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施

ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施

エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施

(5) 一般社団法人静岡県トラック協会（中遠分室）

復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行

(6) 土地改良区（太田川上流部土地改良区・一宮土地改良区）

ア 管轄する施設（用水路、取水門、頭首工等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、国・県及び町との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整する。

ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

(7) 公益社団法人静岡県栄養士会

- ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力
- イ 避難所における健康相談に関する協力
- (8) 一般社団法人静岡県建設業協会（袋井建設業協会）、森町建設事業協同組合
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

第2章 激甚災害の指定

計画作成の主旨

大規模地震災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく、激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

計画の内容

62-1 基本方針

町は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害法及び同法に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるものとする。

62-2 町の実施事項

- 1 町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況を調査し、県知事に報告する。
- 2 町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部署に提出しなければならない。

第3章 震災復興計画の策定

計画作成の主旨

被災地の復興に当たっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、町民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。

また、その際は、女性や要配慮者などの多様な主体の参画が図られるよう努めるものとする。

計画の内容

63-1 町

- 1 計画策定の体制
町長は、必要があると認めたときは、計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。
- 2 計画の構成
計画は、基本方針（ビジョン）と、道路、河川、農業施設、公共施設、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。
- 3 計画の基本方針
計画の策定に当たっては、町の総合計画や国土強靱化地域計画との調整を図るものとする。
- 4 計画の公表
計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、住民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。
- 5 国・県との調整
計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。

第4章 復興財源の確保

計画作成の主旨

復旧・復興対策が円滑に実施できるように被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

計画の内容

64-1 予算の編成

- 1 復旧・復興事業を迅速に実施できるように被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。
- 2 財政需要見込額の算定
災害状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。
 - (1) 復旧・復興事業
 - (2) 震災復興基金への出捐金及び貸付金
 - (3) その他
- 3 発災年度の予算の執行方針の策定
緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。
- 4 予算の編成方針の策定
復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

64-2 復興財源の確保

- 1 基本方針
災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。
- 2 地方債の発行
復旧・復興対策に係る莫大な財政重要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら、次の措置を講じ、財源を確保する。
 - (1) 災害復旧事業債
 - (2) 歳入欠かん等債
 - (3) その他
- 3 その他の財源確保策
復興を目的とした公営競技等の開催による復興財源の確保を検討する。

第5章 震災復興基金の設立

計画作成の主旨

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ震災復興基金を設立する。

計画の内容

65-1 震災復興基金の設立

- 1 町長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。

- 2 町長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

第6章 復旧事業の推進

計画作成の主旨

基盤施設（道路・河川・農業用施設など公共施設等）の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点も踏まえた、速やかな復旧事業の推進を図る。

計画の内容

66-1 復旧計画の策定

- 1 基本方針

被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。そのためには、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の計画、町復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図ったうえで、迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。

- 2 被害調査の報告

各基盤施設の管理者は管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずる。

- 3 復旧計画の策定

各基盤施設の管理者は被害の状況、地区の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。

66-2 基盤施設の復旧

- 1 基本方針

基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

- 2 復旧事業の実施

復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整のうえ、迅速かつ円滑な復旧を図る。

- 3 復旧完了予定時期の明示

基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。

- 4 地籍調査の実施

平時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。

第7章 町の復興

計画作成の主旨

被災した地域の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障がいのある人にきめ細かく配慮した安全で魅力あるまちづくりを行う。

計画の内容

67-1 町復興計画の策定

- 1 基本方針

被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、町復興計画を策定する。

- 2 町復興計画の策定

町の復興方針を定めた復興計画を策定する。

67-2 都市の復興

1 基本方針

都市計画区域内の市街地が被災した場合、災害に強く都市機能の向上が必要と判断した区域については、合理的かつ健全な市街地の形成を図るため、「震災復興都市計画行動計画」に基づき復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。

2 被害状況の把握

町は各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。

3 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成

緊急復興地区を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。

4 都市復興基本計画の策定

県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。

5 復興都市計画案等の作業及び事業実施

- (1) 緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。
- (2) 都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い事業を実施する。

6 復興まちづくり支援事業の実施

住民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

67-3 農山村の復興（主に都市計画区域外）

1 基本方針

都市計画区域内外の農山村が被災した場合、災害に強く居住環境の向上等を図る必要がある区域については、合理的かつ健全な居住環境等の形成を図るため、単なる原状復旧ではなく復興を計画的に実施する。

2 被害状況の把握

各機関と協力被害状況調査を行い、県に報告する。

3 集落復興基本計画の作成

県の復興基本方針を踏まえ、また、県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針等を定めた集落復興基本計画を作成する。

4 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成

都市計画区域に編入した地区について、被害が甚大で緊急に面的整備が必要と判断される区域を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画の作成・決定を行う。

5 復興都市計画案等の作成及び実施

都市計画区域に編入した地区について、実施する事業制度等を検討する。都市計画事業等を実施する場合には、都市計画の作成・決定を行い事業を実施する。

6 集落復興計画案の作成及び実施

土木・農業・林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行うとした地区については、活用する事業制度等を検討し集落復興計画を作成し実施する。

7 集落復興支援事業の実施

住民主体の集落復興を行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組

織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

第8章 被災者の生活再建支援

計画作成の主旨

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、町民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

計画の内容

68-1 恒久住宅対策

1 基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

2 住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえ、また、県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた町住宅復興計画を策定する。

3 県との協議

公的住宅に関する事項等について、県との協議を行う。

4 災害公営住宅等の供給

(1) 他の用途と調整を行い、公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。

(2) 買取り・借上げ方式による災害公営住宅等の供給を推進する。

(3) 特定優良賃貸住宅のストックの活用を検討する。

5 住宅に関する情報提供

相談窓口等において、自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

6 保険の活用

地震保険の普及推進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進にも努めるものとする。

68-2 災害弔慰金等の支給

1 基本方針

震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。

2 支給対象者の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。

3 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

68-3 被災者の経済的再建支援

1 基本方針

被災者が、震災による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支

給及び資金の融資等の経済支援を行う。

2 被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

- (1) 死亡者数
- (2) 負傷者数
- (3) 全壊・半壊住宅数等

3 り災証明の発行

- (1) り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。
- (2) り災証明調査窓口を設置し、再調査の希望に対応する。

4 災害援護資金の貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。

5 被災者生活再建支援基金の申請受付等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。

6 義援金の募集等

- (1) 町への義援金を受け付けるために、役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。
- (2) 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。

7 町税の減免等

地方税法及び条例に基づき、町税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

68-4 雇用対策

1 基本方針

静岡労働局、公共職業安定所等と連携して、雇用状況を把握し、被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策を実施するとともに、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。

2 相談業務の実施

雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

68-5 要配慮者の支援

1 基本方針

高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

2 被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し、県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

- (1) 要配慮者の被災状況及び生活実態
- (2) 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

3 一時入所の実態

震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、町施設への一時入所を実施する。

4 福祉サービスの拡充

- (1) 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。
- (2) 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。
- (3) 被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童・学童相談所等の専門相談所を設置する。

5 健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

68-6 生活再建支援策等の広報・啓発活動

1 基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

2 生活再建支援施策等の広報・PR

町広報等を活用し、震災関連情報の広報・啓発を行う。

68-7 相談窓口等の設置

1 基本方針

被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。

2 相談窓口等の開設

- (1) 発災後の相談ニーズに応じ、相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を動員する。
- (2) 相談員等の設置に当たり、必要に応じ、県に対して相談員の派遣を要請する。

3 相談窓口等の業務の遂行

- (1) 電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。
- (2) 県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。

4 相談窓口等の閉鎖等

相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。

第9章 地域経済復興支援

計画作成の主旨

被災地域の活性化を図り、町内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

計画の内容

69-1 産業復興計画の策定

1 基本方針

経済復興を迅速に行うため、町と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

2 産業復興計画の策定

産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

69-2 中小企業を対象とした支援

1 基本方針

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

2 中小企業の被災状況の把握

県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。

3 事業の場の確保

事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ実施する。

4 支援制度・施策の周知

中小企業を対象とした支援制度・施策を、県と連携し周知する。

69-3 農林業者を対象とした支援

1 基本方針

被災した農林業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林業者を対象とした支援を実施する。

2 農林業者の被災状況の把握

農林業者の被災状況調査を県と連携し実施する。

3 支援制度・施策の周知

農林業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携し周知する。

69-4 地域全体に影響を及ぼす支援

1 基本方針

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。

2 イベント・商談会の実施

県と連携し、必要に応じ、町独自のイベント・商談会等を実施する。

3 誘客対策の実施

県や関係団体等と連携し必要に応じ、誘客対策を実施する。

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

(以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における県、市町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関等の防災対応を定めており、従前は第5編として位置付けていたものであるが、現在、気象庁による東海地震に関連する情報の発表は行われていないことから、当面の間地震対策編の別紙として位置付けるものとする。)

東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時(以下「注意情報発表時」という。)から警戒宣言が発令されるまでの間又は注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、県、市町村、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。

なお、東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、町民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとしその実施に当たっては、県・町・防災関係機関は、できる限り住民等に日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。また、地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

第1章 防災関係機関等の活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の町及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

計画の内容

森町

【東海地震注意情報発表時等】

1 防災体制の確保

町は、東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し森町地域防災計画において定める注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて森町地震災害警戒本部(以下「町警戒本部」という。)を迅速に設置できるよう準備する。

なお、東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。

2 応急対策の内容

町が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策は、県が注意情報発表時に実施する応急対策を参考に地域の実情に応じて森町地域防災計画において定めるものとするが、その主な内容は次のとおりである。

- (1) 東海地震注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有
- (2) 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報

- (3) 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備
- (4) 備蓄物資・資機材等の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備
- (5) 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置
- (6) 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整
- (7) 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請
- (8) 消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保
- (9) 必要に応じて要配慮者等の避難のための避難地の開設
- (10) 必要に応じて町警戒本部の設置準備
- (11) 県への要請・報告等県との応急対策活動の連携

ア 必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。

イ 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請する。

ウ 住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。

- (12) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

3 消防、水防機関の措置

- (1) 消防本部は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等
- (2) 消防団、水防団は、団員の連絡体制の整備
- (3) 必要に応じて住民等の避難誘導

【警戒宣言発令時】

1 町警戒本部の設置

町長は、警戒宣言が発せられたときは、町警戒本部を設置する。

2 所掌事務

森町地震災害警戒本部条例（昭和54年森町条例第25号）及び森町地震災害警戒本部運営要領の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。（資料1-1-5）

(1) 組織

町警戒本部に本部長、副本部長、本部員及びその他本部職員を置く。

ア 本部長

(ア) 本部長は、町長があたる。

(イ) 本部長は、町警戒本部の事務を統括し、職員を指揮監督する。

イ 副本部長

(ア) 副本部長は、副町長、教育長があたる。

(イ) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副町長、教育長の順序によりその職務を代理する。

ウ 本部室

本部室を袋井消防署森分署会議室に設置する。

エ 地区防災班

三倉・天方・森・一宮・園田・飯田地区に地区防災班員を派遣する。

(2) 所掌事務

町警戒本部は概ね次の事項を実施する。

ア 警戒宣言、地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達

イ 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携

- (フ) 静岡県地震災害警戒本部西部方面本部（以下この編において「西部方面本部」という。）に対し、地震防災応急対策の実施のため、職員の派遣等必要な事項を要請する。
- (イ) 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県、県警察本部等に要請する。
- (ウ) 住民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を西部方面本部へ報告する。

ウ 避難指示又は警戒区域の設定

エ 消防職員及び消防(水防)団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備

オ 消防、水防等の応急措置

カ 避難者等の救護

キ 緊急輸送の実施

ク 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊の先遣部隊の受入

ケ 緊急消防援助隊の受入れ準備

コ 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備

サ 自主防災組織活動の指導、連携

シ その他地震防災上の措置

3 職員の動員（配備計画）

(1) 町警戒本部の設置の準備

町警戒本部の開設を円滑にするため、本部職員は、地震防災対策強化地域判定会（以下「判定会」という。）招集情報を知ったときは、情報受領体制により直ちに本部室に参集し、町警戒本部の設置及び応急対策の実施準備を行う。また、地区防災班員を命ぜられている職員は、あらかじめ定められた地区へ参集し、情報収集を行う。

(2) 本部長、副本部長、本部員は、判定会招集時等には、直ちに本部室において防災業務につく。

(3) 上記以外の職員は、動員の指示又は警戒宣言発令まで自宅又は職場待機するとともに、地震予知情報等の把握に努めるものとする。

(4) 勤務時間内に東海地震注意情報が発表された場合は、通常勤務に支障がないよう留意すること。

4 袋井消防本部、森分署及び森町消防(水防)団

消防本部、消防署及び消防(水防)団は、袋井市森町広域行政組合「大規模災害消防計画」により、特に次の事項を実施する。

(1) 袋井消防本部

袋井消防本部に地震災害警戒消防本部を設置し、町警戒本部及び防災関係機関と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。

ア 情報の収集と伝達

イ 消火活動、救助活動のための消防署及び消防(水防)団の出動体制の確立

ウ 地域住民への避難指示の伝達

エ 出火防止のための広報

(2) 袋井消防署森分署

ア 消火活動、救助活動の出動体制の確立

イ 消防資機材の点検整備

(3) 森町消防(水防)団

ア 情報の収集と伝達

- イ 各分団における消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立
- ウ 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施
- エ 水利の確認と確保（流水の堰止め等を含む。）
- オ 住民の避難誘導
- カ 水防資機材の点検、配備及び確保準備
- キ 警戒区域からの避難確認のパトロール
- ク 救助用資機材の確保準備
- ケ その他状況に応じた消防、水防活動

静岡県警察

- 1 静岡県警察（袋井警察署・森分庁舎、町内各警察官駐在所）
 - (1) 地震関連情報（交通情報）の収集・提供
 - (2) 民心安定等のための広報
 - (3) 避難指示の伝達、退去の確認及び避難地の安全確保・秩序維持等
 - (4) 社会秩序維持のための取り締まり等
 - (5) 交通路、避難路、緊急輸送路の確保

防災関係機関

【東海地震注意情報発表時】

防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。防災関係機関は、東海地震注意情報発表時の応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については各々の防災業務計画等に定める。

- 1 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市町村との情報の共有
- 2 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報
- 3 備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施
- 4 利用者等の社会的混乱を防止する活動
- 5 県及び市町村が実施する応急対策の連絡調整
- 6 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ体制（準備）
- 7 その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。

- 1 指定地方行政機関
 - (1) 総務省東海総合通信局

災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
 - (2) 総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）

被災者への情報の提供及び行政相談を実施するための準備
 - (3) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）

金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備
 - (4) 農林水産省関東農政局静岡県拠点

農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。

- ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告
- イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整
- ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告
- エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務

(5) 国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所）

- ア 施設対策等
 - (ア) 河川管理施設等の対策等
 - (イ) 道路施設対策等
 - (ウ) 営繕施設対策等
 - (エ) 電気通信施設等対策等
- イ 災害対策用建設機械等の出動及び管理
- ウ 他機関との協力
- エ 広報

(6) 国土地理院中部地方測量部

関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。

(7) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

- ア 県知事に対する東海地震予知情報の通報
- イ 東海地震予知情報の照会に対する応答と解説
- ウ 異常現象に関する情報が町長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること

2 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社東海支社（森町郵便局・町内各郵便局）

- ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導
- イ 郵便業務の取り扱い及び郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の広報
- ウ 郵便物、施設等の被災防止

(2) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ東海支社

- ア 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施
- イ 防災関係機関の重要通信の優先接続
- ウ 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置

(3) 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパングスエナジー、ENEOSグループ株式会社、ジクシス株式会社

LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送

(4) 日本赤十字社静岡県支部

- ア 医療救護班の派遣準備

- イ 血液製剤の確保及び供給の準備
- ウ 救援物資の配布準備
- エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
- (5) 日本放送協会（静岡放送局浜松支局）
 - ア 地震に関する情報の迅速な伝達
 - イ 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送
- (6) 中日本高速道路株式会社（東京支社）
 - ア 警戒宣言等の伝達
 - イ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
 - ウ 交通対策
 - エ 緊急点検
- (7) 日本通運株式会社（浜松支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
 - 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保
- (8) 中部電力パワーグリッド株式会社（掛川営業所、島田電力センター）
 - ア 支店及び各事業場等に地震災害警戒本部（非常災害対策本部）の設置
 - イ 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会社等に対し、動員準備を要請
 - ウ 地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し対策を促進すること
 - エ 電気による災害の予防広報の実施
 - オ 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施
 - カ 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保
- (9) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
 - 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- (10) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
 - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- 3 指定地方公共機関
 - (1) 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会
 - ア 医療救護活動のための救護班（医師、薬剤師等）の派遣又は派遣準備
 - イ 救護班の派遣又は派遣準備
 - (2) 一般社団法人静岡県LPガス協会（西部支部袋井地区）
 - ア 需要家に対するLPガスによる災害予防広報
 - イ 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置
 - (3) しずてつジャストライン株式会社、秋葉バスサービス株式会社
 - ア 地震予知情報、警戒宣言の伝達
 - イ 車両の運転規制
 - ウ 車両の運行状況、乗客の避難状況等の広報
 - (4) 天竜浜名湖鉄道株式会社
 - ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報

- イ 列車の運転規制
- ウ 旅客の避難、救護
- エ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配
- (5) 静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社
 - ア 報道特別番組の編成
 - イ 地震予知情報、国、県、町、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送
 - ウ 知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送
- (6) 一般社団法人静岡県トラック協会(中遠分室)
 - 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保
- (7) 土地改良区（太田川上流部土地改良区・一宮土地改良区）
 - ア 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配
 - イ 緊急点検

自衛隊

【東海地震注意情報発表時】

自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 陸上自衛隊東部方面隊ほか
 - ア 非常勤務態勢への移行
 - イ 指揮所の開設
 - ウ 各部隊の災害派遣準備
 - エ 部隊の展開開始
 - オ 情報組織の展開
 - カ 県庁等への連絡班の派遣
 - キ 通信組織の編成等
- (2) 航空自衛隊第一航空団（浜松基地）ほか
 - ア 非常勤務態勢への移行
 - イ 指揮所の開設
 - ウ 情報組織の展開
 - エ 県庁等への連絡班の派遣
 - オ 偵察機の待機及び航空機の避難準備等

【警戒宣言発令時】

自衛隊は、警戒宣言が発せられたときは、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 陸上自衛隊東部方面隊ほか
 - ア 県庁等への方面現地調整所の開設
 - イ 地震防災派遣及び発災後の災害派遣の準備
 - ウ 地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援
- (2) 航空自衛隊第一航空団ほか
 - ア 地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づく航空機等の待機強化
 - イ 地上部隊の災害派遣の準備

- ウ 浜松基地等の練習機の域外基地への避難
- エ 救難機の周辺基地への集中
- オ 地震防災派遣命令に基づく航空救難団及び偵察航空隊の一部をもってヘリコプターによる情報収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析

第2章 情報活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、町、県及び防災関係機関の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

計画の内容

森町

1 東海地震注意情報、警戒宣言及び地震予知情報等の受理、伝達、周知

- (1) 県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言、地震予知情報等の受理については、勤務時間内においては防災課防災係、勤務時間外及び休日等においては、宿直者又は日直者が行う。
なお、町警戒本部設置後においては、町警戒本部において受理するものとする。
- (2) 町警戒本部要員等に対する伝達は、勤務時間内においては庁内放送、電話等により行い、勤務時間外においては別に定める連絡系統図により必要な職員に伝達する。
- (3) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに地震防災信号（サイレン）、同時通報用無線を用いて、地域住民等に伝達するものとする。
- (4) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等は、同時通報用無線、電話、広報車、自主防災組織等を通じての個別連絡により周知徹底を図るものとする。

2 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を定めておくものとする。

また、消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における情報の収集責任者を定め、迅速、的確な情報の収集にあたるものとする。

情報の種類の主なものは、次のとおりである。

- (1) 避難の状況
- (2) 交通機関の運行及び道路交通の状況
- (3) 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
- (4) ガス、上・下水道、電気等生活関連施設の運営状況
- (5) 情報の変容、流言等の状況
- (6) 住民生活、社会・経済活動等の状況
- (7) 避難指示又は警戒区域の設定状況（地震防災応急対策実施時のみ）
- (8) 消防(水防)団員等の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ）
- (9) 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）

3 県地震災害警戒本部（以下「県警戒本部」という。）に対する報告

東海地震注意情報発表時から注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生

するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部への報告は、西部方面本部を通じて「情報広報実施要領」に定める項目について、速やかに行うものとする。

その主なものは、次のとおりである。

- (1) 避難の状況
- (2) 町において東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

防災関係機関

1 地震予知情報等の収集及び伝達

県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理においては、自らの責任において収集、伝達するものとする。

2 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

(1) 収集方法

各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。

(2) 県警戒本部への連絡

「情報広報実施要領」に定める項目について、速やかに県警戒本部に報告するものとする。

第3章 広報活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに町民等が的確な防災対応ができるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮するものとする。

計画の内容

森町

1 広報事項

町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、町民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報すべき事項は県に準ずるものとし、特に重要な広報事項については、広報文案をあらかじめ作成しておくものとする。

2 広報実施方法

- (1) 同時通報用無線、広報車等
- (2) 自主防災組織を通じた連絡
- (3) 県に対する広報の要請

防災関係機関

1 広報事項

防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報する事項は別に定める「情報広報実施要領」による。なお、その主なものは、次のとおりである。

- (1) 電気、ガス、上・下水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況
- (2) 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

2 広報実施方法

広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、町と連携を密にする

ものとする。

地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

地域住民等に対しては、次の方法により、それぞれ情報が伝達されるので、各人がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災活動を行うものとする。

- (1) ラジオ、テレビ
東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、地域の情報・指示・指導等
- (2) 同時通報用無線、広報車
主として町内の情報、指示、指導等
- (3) 携帯電話、スマートフォン
緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等
- (4) 自主防災組織を通じての連絡
主として町警戒本部からの指示、指導、救助措置等
- (5) サイレン、半鐘
警戒宣言が発せられたことの伝達
- (6) インターネット
地域の情報・指示・指導等

第4章 自主防災活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時から注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまで又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、町が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各单位自主防災組織が行う対策活動を定める。

計画の内容

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

- 1 自主防災組織の役員等の所在確認等の連絡体制の確保
- 2 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食糧等の確認
- 3 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけ
- 4 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ
- 5 東海地震注意情報発表時に、山・がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の要配慮者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、町や避難地の施設管理者等と十分な連携を確保する。

【警戒宣言発令時】

- 1 自主防災組織本部の設営
活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。
- 2 情報の収集・伝達
 - (1) 警戒宣言及び地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。

- (2) 地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するように努める。
- (3) 応急対策の実施状況について、必要に応じ町警戒本部へ報告する。
- 3 初期消火の準備
可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。
- 4 防災用資機材等の配備・活用
防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。
- 5 家庭内対策の徹底
次の事項について、各家庭へ呼びかけ確認する。
 - (1) 家具の転倒防止
家具類の固定状況を確認する。
 - (2) 落下等の防止
タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスに養生テープなどを貼る等安全対策を施す。
 - (3) 出火防止
火気危険物の除去、消火器の確認及び水の汲み置き等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。
 - (4) 備蓄食料・飲料水の確認
備蓄食料及び飲料水を確認する。
 - (5) 病院・診療所の外来診療
災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院、診療所での外来診療の受診を控える。
- 6 避難活動
 - (1) 避難行動
 - ア 山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して町長等の避難指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後町警戒本部へ報告する。
 - イ 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。
 - ウ 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（警戒宣言が発せられた時に町長の避難指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを町長が認めた地区においては、避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。
 - エ 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難をすすめる。
 - (2) 避難生活
 - ア 避難生活に必要なテント、ビニールシート等の準備をする。
 - イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。
 - ウ 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、町警戒本部と連絡を取り、その確保に努める。
- 7 社会秩序の維持
 - (1) ラジオ、テレビ、同時通報用無線等による正確な情報の収集及び伝達に努め、流言ひ語発生を防止し、社会秩序を乱すことがないように努める。
 - (2) 生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをし、物資の公平で円滑な供給

に協力する。

第5章 緊急輸送活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、機材等の確保について定める。

また、地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。なお、東海地震注意情報発表時には、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

計画の内容

森町

1 緊急輸送対象の基本方針

- (1) 町の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、町が行うことを原則とする。
- (2) 町は自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要求するものとする。

(3) 緊急輸送の方針

- ア 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低必要な人員、物資について行う。
- イ 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。
- ウ 警戒宣言発令後相当期間が経過し、町内における食料その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ、県警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。

(4) 緊急輸送の対象となる人員、物資等

- ア 防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材
- イ 緊急の処置を要する患者
- ウ その他
輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。

- (ア) 食料
- (イ) 日用品等
- (ウ) その他緊急に輸送を必要とするもの

2 防災関係機関

地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

第6章 自衛隊の支援

計画作成の主旨

警戒宣言が発せられた場合、町長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊の派遣要請の要求をする。

計画の内容

1 県に対する要請

町長は、知事に対し次の事項を示して自衛隊の派遣要請の要求を行う。

- (1) 派遣を希望する理由
- (2) 派遣を必要とする期間

(3) 派遣を希望する区域及び活動内容

(4) その他参考となるべき事項

なお、依頼する業務は次のとおりである。

ア 航空偵察による避難、交通状況等の情報の提供

イ 地震発生直前の航空写真の作成

ウ 特定の救急患者の移送

エ 防災要員等の輸送

2 自衛隊との連絡調整

(1) 町は、各種情報を的確に把握するため、派遣された自衛隊と連絡し、情報の交換を行う。

(2) 町は、自衛隊の地震防災派遣が実施される場合、支援活動の細部に関し、関係部隊と連絡調整するものとする。

3 地震防災派遣部隊の受入

(1) 町は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入態勢をとる。

(2) 町は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、西部方面本部との連絡調整を行う。

第7章 避難活動

計画作成の主旨

町長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発せられたときは、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難の計画を定める。

なお、東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、町や自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分調整の上、避難行動要配慮者等（介助者も含む）の避難を実施することができるものとする。

この避難計画を定めるにあたっての基本とすべき事項を示す。

計画の内容

避難対策

1 避難対策の基本方針

(1) 町が、町地域防災計画において明らかにした山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。

また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあって、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要配慮者等（介護者等を含む）に限り、避難を実施することができるものとする。

なお、この場合、町はあらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、避難行動要配慮者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。

(2) 避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

(3) 避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。

- (4) 避難誘導や避難地での生活にあたっては、要配慮者等に配慮するものとする。
- (5) その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。

2 避難のための指示

(1) 指示の基準

町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の指示」を行うものとする。

(2) 指示の伝達方法

町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、広報車等により避難指示を行うものとする。また、警察官に対し、避難指示の伝達について協力を要請するものとする。

なお、町は必要に応じ避難指示に関する放送を県に依頼する。

(3) 避難に関しての周知事項

町（消防機関及び水防団を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあつては避難行動要配慮者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。

ア 避難対象地区の地区名

イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施

ウ 避難経路及び避難先

エ 避難する時期

オ 避難行動における注意事項（携行品、服装等）

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域設定対象地域

町は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、2の(3)に準じて周知を図る。

(2) 警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法

町長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。町長は、警察官等の協力を得て、住民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。

4 避難の方法

(1) 地域住民の避難

町及び自主防災会があらかじめ協議して定めた避難地に避難するものとする。この場合も、安全な場所を集合場所としてここで人員等を確認し、まとまって避難地に移動する。

(2) 病院、宿泊施設、観光施設等不特定かつ多数が出入りする施設等の避難

ア 施設等の管理者は、建物の耐震性等を考慮し、必要に応じてあらかじめ施設等の周辺の安全な場所を避難地と定め、その場所及び避難路等を施設利用者に事前に周知徹底を図るとともに、従事者に所要の訓練を実施するものとする。町が定めた避難地を避難先とする場合は、あらかじめ町長と協議する。

イ 避難の実施にあたっては管理者及び従業員が安全に避難誘導するものとし、また、管理者は可能な

限り避難地での食料、飲料水、寝具の供給又は斡旋を行うものとする。

(3) 保育園・幼稚園・学校の避難

ア 生徒等は、あらかじめ定めた方法により保護者へ引き渡す。

イ 引渡しができない生徒等については、校内等で適切な場所に避難するものとする。

5 避難計画の作成

避難実施等措置者は、あらかじめ町、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を、別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。避難計画の策定に当たっては、要配慮者の避難誘導、避難地での生活等に配慮するものとする。

6 避難状況の報告

(1) 町は、自主防災組織及び避難地の施設管理者から直接に、又は当該町の区域にある袋井警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。

ア 避難の経過に関する報告・・・危険な事態その他異常な事態が発生した場合は、直ちに行う。

(ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）

(イ) 上記の事態に対し、応急的にとられた措置

(ウ) 市町等に対する要請事項

イ 避難の完了に関する報告・・・避難完了後、速やかに行う

(ア) 避難地名

(イ) 避難者数

(ウ) 必要な救助・保護の内容

(エ) 市町等に対する要請事項

(2) 町は、避難状況について県へ報告する。

避難地の設置及び避難生活

1 基本方針

町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

2 避難地の設置及び避難生活

(1) 避難生活者

避難地で避難生活をする者は、山・がけ崩れ危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。

(2) 設置場所

ア 山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。

イ 原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者等の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。

(3) 設置期間

警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期

間とする。

なお、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、東海地震注意情報が発表されてから注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。

(4) 避難地の運営

ア 町は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て避難地を運営する。

イ 避難地には避難地の運営等を行うために必要な町職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

ウ 避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の適任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

エ 自主防災組織は、避難地の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

第8章 社会秩序を維持する活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報が発せられた場合や警戒宣言が発せられた場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民生の安定を図り、町民の的確な防災対策を促進する。

計画の内容

予想される混乱

- (1) 東海地震注意情報、地震予知情報等に関する流言
- (2) 帰宅者による道路の混乱
- (3) 電話のふくそう
- (4) 避難による混乱
- (5) 自動車による道路交通の混乱
- (6) 買出し、旅行者等の混乱

実施事項

1 町の実施事項

- (1) 町長は、警察等の情報により各種の混乱の生ずるおそれがあると認めたとき、又は混乱が生じたときは、町民がとるべき措置について呼びかけを実施する。
- (2) 生活物資価格の異常な高騰、不当な売り惜しみ、買い占め等が発生した場合は、町警戒本部を通じて生活物資の買い占め、売り惜しみの防止を啓発するとともに、県に対し「静岡県消費生活条例」に基づく措置を要請する。

2 袋井警察署の実施事項

- (1) 警戒区域、避難地等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線自動車の効果的運用を図り、混乱防止、犯罪の予防取締りを行う。なお、必要により臨時交番を設置して防犯活動を行う。
- (2) 犯罪情報の収集を行う。
- (3) 駅、生活物資集積所等の重要施設に対しては、必要により警備部隊を配備し、関係機関との連携を配慮した警戒活動を行う。
- (4) 集団不法行為、暴利行為の予防、取締りを行う。

- (5) 流言ひ語が横行した場合には、その原因を究明し、適切な情報提供を行う。
- (6) 自主防災組織や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。
- (7) 放射性物質、火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。なお、運搬途上にある危険物については、直ちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。

第9章 交通の確保活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時の陸上交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、必要な交通規制を実施する。また、東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

計画の内容

陸上交通の確保対策

1 運転者のとるべき措置

【東海地震注意情報発表時】

- (1) 走行中の車両は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。
- (2) 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。

【警戒宣言発令時】

- (1) 走行中の車両の運転者は、次により行動する。
 - ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
 - イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。
- (2) 避難のために車両を使用しないこと。

2 交通規制の方針

【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。

- (1) 不要不急の旅行や出張等を自粛するよう呼びかける。
- (2) 警戒宣言が発せられた時の交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。
- (3) 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急ルートを選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。

【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。

- (1) 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。また、強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (2) 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。

(3) 広域交通規制

警察庁が制定した南海トラフ地震発生時の交通規制計画の緊急交通路指定予定路線において、必要な交通規制を実施する。

緊急交通路指定予定路線：新東名高速道路、東名高速道路、東富士五湖道路、東駿河湾環状道路、
国道138号バイパス、西富士道路

(4) 交通規制に際しては、警察庁、管区警察局、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

3 交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合において、必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。

(1) 県内への一般車両の流入制限

隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。この場合、県外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

(2) 町内における車両の走行抑制

町内における一般車両の走行は極力抑制する。

(3) 緊急交通路等を確保するための措置

ア 緊急交通路については、各インターチェンジ等において交通検問所を設置し、緊急輸送車両以外（軽車両を除く。）の通行を禁止する。

路線：新東名高速道路、検問所：森掛川IC

イ 町の指定する主要な避難路については極力車両の通行を抑制する。

4 緊急輸送車両の確認

(1) 緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。これらの届出等及び確認の手続きについては、別に定める。

(2) 緊急輸送車両の確認申請並びに確認手続き

ア 申請の方法

緊急輸送車両の確認を受けようとするときは、袋井警察署交通課に申請するものとする。

イ 確認の方法

前記申請に基づき県公安委員会は確認基準にしたがって緊急輸送車両であることを確認し、所定の緊急標章及び緊急輸送車両確認証明書を車両1台につき1通交付する。

ウ 緊急輸送車両確認証明書の有効期限

県公安委員会が緊急輸送車両として指定した期間のうち、その車両が緊急輸送車両として使用される期間をいう。

エ 緊急標章の掲示等

緊急標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、緊急輸送車両確認証明書は、当該車両に備えつけるものとする。

オ 緊急標章及び緊急輸送車両確認証明書の返納

有効期間が切れた緊急標章及び緊急輸送車両確認証明書は、袋井警察署交通課へ返納する。

カ 事前申出

確認手続きの効率化、簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については申出することができる。

キ 警戒宣言発令時に交付した緊急標章及び緊急輸送車両確認証明書の取扱い

警戒宣言発令時に交付した緊急標章及び緊急輸送車両確認証明書は、地震発生後においては、「災害対策基本法施行令」第33条第2項の規定による緊急標章及び緊急通行車両確認証明書とみなす。

第10章 地域への救援活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医薬品など必要物資及び応急復旧資材の確保並びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保健に関する活動又はその準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、県、町及び防災関係機関は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

計画の内容

【東海地震注意情報発表時】

- 1 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。
- 2 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。
- 3 水道施設の安全点検
- 4 医療救護、保健衛生、廃棄物処理に係る準備的措置
- 5 県及び町は、広域搬送拠点の立上げの準備等、広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- 6 町民は、備蓄食糧・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。

【警戒宣言発令時】

食料及び日用品の確保

- 1 調達の方針
 - (1) 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。
 - (2) 町の緊急物資の供給は、前号を補完するものとし、その供給は、原則として有償とする。
 - (3) 住民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。
- 2 警戒宣言発令時に町及び自主防災組織等がとる措置
 - (1) 森町
 - ア 山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分する。
 - イ 県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。
 - ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。

エ 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて開設する。

(2) 自主防災組織及び町民

自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検、確認等緊急物資確保のための措置を実施する。また、緊急物資、非常持ち出し品の整備、搬出を行う。

3 警戒宣言発令時に調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、町民がそれぞれ確保することを原則としているが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、町は、緊急物資の調達を要請する。

飲料水等の確保

町及び町民等は、地震発生後における飲料水を確保するため、次の事項を実施する。

1 森町

- (1) 町民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水呼びかける。
- (2) 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- (3) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- (4) 応急復旧体制の準備をする。

2 町民

- (1) 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。
- (2) 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

医療救護・防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理

町及び町民等は医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。

1 医療救護活動

町は、東海地震注意情報発表時に引き続き、次の活動を行う。

(1) 森町

- ア 救護所設置のため、医療救護活動の準備を関係機関に要請する。
- イ 救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。
- ウ 患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。
- エ 住民等に対し、医療救護施設情報を周知する。
- オ 警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。

2 防疫及び保健衛生活動

(1) 森町

- ア 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。
- イ 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。

(2) 自主防災組織

自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置の準備を行う。

3 廃棄物処理

3-1 し尿処理

- (1) 関係機関との連絡体制等について確認する。
- (2) 医療・救護施設への仮設便所の設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。
- (3) し尿収集業者等へ発災時の協力を要請する。
- (4) し尿処理車の緊急車両手続を準備する。

3-2 廃棄物（生活系）・がれき・残骸物処理

- (1) 関係機関との連絡体制等について確認する。
- (2) 仮集積場の確認を行う。
- (3) ごみ収集業者へ発災時の協力を要請する。
- (4) ごみ収集車の緊急車両手続を準備する。

応急復旧資材の確保

町は、地震発生後に速やかに応急復旧に要する資機材を供給できるよう、必要に応じて関係団体へ供給可能量の確認を行うとともに、発災時の協力を要請する。

第11章 町有防災施設設備の防災措置

計画作成の主旨

防災上重要な施設、設備等について、警戒宣言発令時において町が行う点検、整備等について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

なお、東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言発令時の地震応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、町民等の日常の社会生活等に支障をきたさない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

計画の内容

1 無線通信施設等

森町防災行政無線管理運用規程に定めるところにより、警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

- (1) 通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。
- (2) 充電式携帯無線機については、完全充電を行い、その他の携帯無線機及び受信機用の予備電池を確保する。
- (3) 保守委託業者に保守体制の確立を要請する。

2 公共施設等

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、河川、ため池、道路、砂防等工事中の施設等、庁舎については、職員等の安全を配慮し概ね次の措置を講ずるよう努める。

また、東海地震注意情報発表時には町の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策実施のため、協定締結業者との連絡体制の確保等の準備的な措置を建設業協会に要請し、警戒宣言発令時には、別に定める協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。

【東海地震注意情報発表時】

(1) ため池及び用水路

警戒宣言の発令と同時に、必要に応じた放流、用水路の断水又は減水を実施できるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。

(2) 道路

道路利用者に対して、パトロールカー等により、東海地震注意情報の発表を周知する。また、道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。

(3) 砂防、地すべり、急傾斜地、治山等

土砂災害に関する情報収集・伝達のための配備体制、県・町・住民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。

(4) 工事中の公共施設、建築物、その他

警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

(5) 本庁及びその他災害応急対策上重要な庁舎

本庁及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止装置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。

(6) 水道用水供給施設及び工業用水道施設

警戒宣言発令に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

【警戒宣言発令時】

(1) ため池及び用水路

ため池及び農業用水路については、警戒宣言発令と同時に、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてため池からの放流、用水路の断水又は減水を行う。また、必要に応じ地域住民に対し避難の指示をするものとする。

(2) 道路

ア 車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報を道路利用者に対して行う。

イ 緊急交通路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。

ウ 災害応急対策を円滑に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。

エ 地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。

(3) 砂防、地すべり、急傾斜地、治山等

土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための県・町・住民間の連絡体制を整える。

(4) 工事中の公共施設、建築物、その他

工事を中止し、必要に応じ立入禁止、落下倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

(5) 本庁及びその他災害応急対策上重要な庁舎

本庁及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止装置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。

(6) 水道用水供給施設及び工業用水道施設

溢水等を配慮した安全水位を確保し送水を継続する。

3 コンピュータ

コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時に概ね次の措置を実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。

(1) コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。

(2) 重要なデータから順次安全な場所に保管する。

(3) 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除き、運用を停止する。

第12章 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、町民の生活に密接に関係のある防災関係機関が町民

の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

東海地震注意情報が発表された時は、町民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、町民の生活確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

なお、これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り、住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

計画の内容

【東海地震注意情報発表時】

1 上水道

飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。

2 電力（中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社）

電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家の取るべき措置を広報する。

3 一般社団法人静岡県LPガス協会（西部支部袋井地区）

ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家の取るべき措置を広報する。

4 通信（NTT西日本株式会社、株式会社NTTドコモ東海支社）

平常通り一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。

5 放送（日本放送協会、民間放送会社）

東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等のとるべき行動等について放送を実施する。また、警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。

6 市中金融機関

金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客に周知する。また、警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼働する現金自動支払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。

7 鉄道

ア 列車の運転規制等

(ア) 旅客列車は平常どおり運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。

(イ) 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

イ 旅客等に対する対応

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

8 バス

(1) 平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容に

についても周知する。

- (2) 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。
- (3) 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法の確認、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。

9 道路

- (1) 平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。
- (2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

10 病院・診療所

- (1) 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。
なお、外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。
- (2) 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重傷患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。
- (3) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重傷患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。
- (4) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。

11 スーパー・小売店舗等

- (1) スーパー・小売店舗等のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、平常どおりの営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。
- (2) 営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなどとともに、混乱防止のための措置を講ずる。

【警戒宣言発令時】

1 上水道

- (1) 飲料水の供給を継続する。
- (2) 地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。

2 電力（中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社）

- (1) 電力の供給を継続する。
- (2) 地震発生に対する備え、需要家の取るべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。

3 一般社団法人静岡県LPガス協会

- (1) 需要家へのガス栓の閉鎖等の広報
- (2) 必要に応じた代替燃料の供給の協力

4 通信（NTT西日本株式会社、株式会社NTTドコモ東海支社）

(1) あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、NTT西日本株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。

また、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。

(2) 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。

5 放送（日本放送協会、民間放送会社）

臨時ニュース、特別番組の編成等各メディアを有効に活用し、社会的混乱の防止を目的として、地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。また、地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。

6 市中金融機関

(1) 金融機関の営業

ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は次による。

(ア) 正面玄関灯等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては、普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払い戻し業務を除くすべての業務の営業を停止する。

(イ) 営業所等の窓口における普通預金の払い戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店頭顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。

(ウ) 現金自動預払機（以下「ATM」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続に努める。

(エ) 「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払い戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びATMでの普通預金の払い戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。

イ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。

(ア) 営業所等の窓口における営業に開始又は再開は行わない。

(イ) ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続等に努める。

(ウ) ATMの稼働についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。

ウ 営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。

エ 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適宜講ずる。

オ 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第すみやかに平常の営業を再開するものとする。

(2) 保険会社及び証券会社の営業

ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における業務を停止する。

イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等を、

ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともにその旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。

ウ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。

エ 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。

7 鉄道

(1) 列車の運行規制等

強化地域内を運行中の列車は最寄の安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転し停車する。

(2) 旅客等に対する対応

ア 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。

イ 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。

8 バス

(1) バスには、営業所・出張所等から警戒宣言や地震予知情報が伝達される。また、市町の同時通報用無線・広報車等によって警戒宣言の発令を覚知する。

(2) 警戒宣言が発せられたときは、会社が定める場所又は安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。

9 道路

(1) 強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。

(2) 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。

(3) 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。

(4) 走行車両は低速走行する。

10 病院・診療所

(1) 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、器機等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重傷患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。

(2) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重傷患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。

(3) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

11 スーパー・小売店舗等

(1) スーパー・小売店舗等のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。

(2) 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。

(3) 営業の継続にあたっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

第13章 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

計画作成の主旨

大規模地震対策特別措置法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定にあたっては次に掲げる事項に留意する。

計画の内容

<各施設・事業所に共通の事項>

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。地震防災応急計画に定める必要のある準備的措置及び応急対策の主な内容は次のとおりとする。

- 1 東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
- 2 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項
 - ・東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項
 - ・情報収集・伝達手段の確保に関する事項
 - ・施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
 - ・施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項
 - ・避難誘導の方法、近隣避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項
 - ・警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認
 - ・その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項
- 3 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関する事項
 - ・東海地震注意情報の内容と意味等
 - ・当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容
 - ・冷静な対応の実施
 - ・公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報
 - ・当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
 - ・警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容
 - ・その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報
- 4 避難対象地区内にある施設の準備的措置

避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。

【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要が

ある主な地震防災応急対策の内容は次のとおりとする。

- 1 警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
- 2 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項
 - ・地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制
 - ・防災要員の参集連絡方法、参集手段等
- 3 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項
 - ・利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項
 - ・情報収集・伝達手段の確保
 - ・救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項
 - ・施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
 - ・設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項
 - ・備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項
 - ・警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項
 - ・商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項
 - ・その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項
- 4 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること
 - ・警戒宣言発令、地震予知情報の内容と意味等
 - ・当該施設における地震防災応急対策の内容
 - ・公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報
 - ・その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報
- 5 避難対象地区内の施設の避難対策

避難対象地区に所在する施設においては、あらかじめ町と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。

<各施設・事業所の計画において定める個別事項>

各施設の特異性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

1 病院・診療所

【東海地震注意情報発表時】

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の【東海地震注意情報発表時】10「病院・診療所」に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の【警戒宣言発令時】10「病院・診療所」に準ずる。

2 スーパー等

【東海地震注意情報発表時】

- (1) 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあっては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。
- (2) 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあっては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。

- (3) 県や町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。
- (4) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

【警戒宣言発令時】

- (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により町民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。また、営業の継続にあたっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。
 - (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。
 - (3) 県や町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。
 - (4) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
- 3 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱を行なう施設
(大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所)

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時】

火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

4 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業

(大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所)

【東海地震注意情報発表時】

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の【東海地震注意情報発表時】7「鉄道」、8「バス」に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の【警戒宣言発令時】7「鉄道」、8「バス」に準ずる。

5 学校・幼稚園・保育所・認定こども園

県教育委員会は、公立の学校等に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、県は保育所、私立の学校等に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。

学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒

等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。

生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、家族等と十分に協議して定めるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。

- (1) 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の避難誘導及び帰宅又は家族等への引渡しを実施する。
- (2) 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園(所)者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は保護者への引渡しを実施する。

また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。

- (3) 家族等への引き渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては家族等と十分に協議をしておく。

【警戒宣言発令時】

生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認（警戒宣言の解除等）されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。家族等への引き渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては家族等と十分に協議をしておく。

6 社会福祉施設

【東海地震注意情報発表時】

- (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。

- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

- ・ 家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置
- ・ 家族等への引渡しに困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置

【警戒宣言発令時】

- (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引渡しを実施する。

- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

- ・ 家族等への引渡し
- ・ 家族等への引渡しに困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送

7 放送事業

【東海地震注意情報発表時】

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の【東海地震注意情報発表時】の5「放送」に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の【警戒宣言発令時】の5「放送」に準ずる。

8 その他の施設又は事業

8-1 道路

【東海地震注意情報発表時】

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の【東海地震注意情報発表時】9「道路」に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の【警戒宣言発令時】9「道路」に準ずる。

8-2 ガス事業

【東海地震注意情報発表時】

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の【東海地震注意情報発表時】3「ガス」に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の【警戒宣言発令時】3「ガス」に準ずる。

8-3 水道事業

【東海地震注意情報発表時】

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の【東海地震注意情報発表時】1「水道」に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の【警戒宣言発令時】1「水道」に準ずる。

8-4 電気事業

【東海地震注意情報発表時】

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の【東海地震注意情報発表時】2「電力」に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の【警戒宣言発令時】2「電力」に準ずる。

8-5 従業員1,000人以上の工場

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の安全保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、従業員の通勤手段・時間等を勘案し、必要に応じて帰宅等の措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時】

防災要員を除く従業員の工場等から退避、帰宅等の安全保安措置を実施する。

第14章 町が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

計画作成の主旨

町が管理し、又は運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を示す。

計画の内容

町が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。

計画すべき対策の要点は次のとおりである。

【東海地震注意情報発表時】

- 1 各施設が共通して定める事項
 - (1) 東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達
 - (2) 東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立
 - (3) 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置
 - (4) 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検
- 2 施設の特性に応じた主要な個別事項

病院、学校、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13章の規定に準ずる。

- (1) 病院
東海地震注意情報発表時の診療体制
- (2) 学校
 - ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）
 - イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等
- (3) 社会福祉施設
入所者の移送又は家族等への引渡し方法
- (4) 水道用水供給施設及び工業用水道施設
警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

【警戒宣言発令時】

- 1 各施設が共通して定める事項
 - (1) 地震予知情報等の施設利用者等への伝達
 - (2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立
 - (3) 避難誘導等利用者等の安全確保措置
 - (4) 消防、水防等の事前措置
 - (5) 応急救護
 - (6) 施設及び設備の整備及び点検
 - (7) 防災訓練及び教育、広報
- 2 施設の特性に応じた主要な個別事項

病院、学校、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13章の規定に準ずる。

- (1) 病院

警戒宣言発令時の診療体制

- (2) 学校
 - ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）
 - イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等
- (3) 社会福祉施設
 - 入所者の移送又は家族等への引渡し方法
- (4) 水道用水供給施設及び工業用水道施設
 - 溢水等による災害予防措置